

令和6年12月愛荘町議会定例会会議録

令和6年12月10日（火）午前9時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第66号 愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例
- 日程第 3 議案第67号 愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第68号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 5 議案第69号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 6 議案第70号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第71号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第72号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第73号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第74号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第75号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第76号 令和6年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12

出席議員（14名）

1 番 久保田 正 利 君
 3 番 中 川 喜代和 君
 5 番 村 西 作 雄 君
 7 番 上 田 太 治 君
 9 番 外 川 善 正 君
 1 1 番 瀧 すみ江 君
 1 3 番 辰 己 保 君

2 番 小 菅 久 宣 君
 4 番 澤 田 源 宏 君
 6 番 村 田 定 君
 8 番 高 橋 正 夫 君
 1 0 番 河 村 善 一 君
 1 2 番 竹 中 秀 夫 君
 1 4 番 森 野 隆 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	杉本甚治郎君
教 育 長	徳田 寿君	企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱	西川傳和君
総務政策監 兼会計管理者	生駒秀嘉君	福祉政策監兼健康推進課長事務取扱 兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱	木村美紀君
産業政策監 兼商工観光課長事務取扱	北川三津夫君	教 育 次 長 兼教育振興課長事務取扱	陌間秀介君
経営戦略課長	田中孝幸君	人権政策課長	藤野知之君
くらし安全環境課長	山本拓也君	福 祉 課 長	小林充周君
子ども支援課長	増居志穂君	住 民 課 長	楠 真二君
税 務 課 長	藤澤雅史君	農林振興課長	阪本 崇君
建設・下水道課長	羽田順行君	学校教育担当課長	奥村 晃君
給食センター所長	中村誠司君	生涯学習課長 兼国スポ・障スポ開催推進室長	水谷徹也君

事務局職員出席者

議会事務局長 森 ま ゆ み 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日12月9日に引き続き、2名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 河村善一君

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 皆さん、おはようございます。10番、河村善一です。一般質問を行います。大きく3つの項目について質問させていただきます。1番目はデジタル教育の便利さと限界について、2番目は全国学力調査でみる愛荘町の課題について、3番目は障害児者福祉についてであります。

1、デジタル教育の便利さと限界についてであります。

愛荘町でのGIGAスクールの取組についてお尋ねします。国のGIGAスクール構想に基づき、愛荘町でも令和2年度より児童生徒1人1台端末の配布、小中学校における高速大容量の通信ネットワーク、電子黒板等のICT機器の整備をされてきました。今日まで5年間、導入されたものは何で、かかった費用は幾らであったのか、年度ごとの報告を求めます。その上で、GIGAスクール構想が愛荘町教育にもたらしたものは何であったのか、教育長に見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 令和2年度初期段階のGIGAスクール構想では、1人1台端末及び教員端末2,450台、電子黒板114台、書画カメラ101台、充電保管庫88台、家庭貸出し用のモバイルWi-Fiルーター100台、各校の普通教室、

特別教室でインターネットを快適に使用するための校内LAN設備を導入いたしました。このほか、授業支援システムやデジタルドリル、AIドリル、フィルタリングソフトなどの付帯的サービスについても併せて導入しております。GIGAスクールに要した経費につきましては、機器購入及び校内LAN環境整備を行った令和2年度は2億5,000万円、以降、授業を支援するためのシステム使用料やインターネット回線使用料、保守費用などの経常的な事業費として、令和3年度1,600万円、令和4年度1,600万円、令和5年度1,700万円、令和6年度2,000万円の経費を要しております。

GIGAスクール構想のこれまでの成果といたしましては、学校ICT環境の格差が是正されたこと、ICT機器を活用した主体的、対話的で深い学びへの取組が進んだこと、一斉一律型の授業スタイルから、自分で課題を設定し、自分のペースで学びを深める個別最適な学びが進み始めていること、不登校や障害など特別な支援を必要とする子どもに対して、その子どもの実態や状況に応じた有効な学びの支援が行えるようになったこと、オンライン配信等により、家庭や社会教育の場においても学びの拡充を図ることができたこと等が挙げられます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） このことについて再質問していきたいと思います。GIGAスクールは、令和2年度の初期の予算ではなくて、見ますと10月20日に9時から全員協議会を開いて、GIGAスクール構想の整備事業についてのデモを行い、10時30分から臨時会で議案第59号の財産取得でGIGAスクールの教育用端末購入事業として1億3,400万、また今、説明あった愛荘町学校ICT環境整備事業で1億847万、合計で2億4,300万のものが契約で認められ進められてきたところであります。そのときに使われた資料が、GIGAスクール構想での説明資料とGIGAスクールでの実現についてというところでデモで説明されてきたところであります。そこでは、読み書きそろばんから読み書きパソコンの時代が来るということで、そこにも基本的な減メディア・親読書、賢く生きる、豊かに生きる、そのためにICTを有効に活用していこうというところであったらと思います。でも、活用できている部分と、やっぱりそれ子どもたちが受け入れた分と受け入れてない部分、あるいはいろいろ今後説明していくところで、本当に学習に定着してるんだろうかというところが見直しの部分にも出てくるんであろうと。否定するわけでは何もないです。

でも、もう一度やはり手書きする部分、やはり後でも説明していきますけれども、やっぱり昔は黒板で書いて手書きをして覚えていくことに定着していく。あるいは、読み書き、自分で読んでいくというようなところのものの重要性というのがもう一度見直しの必要があるのではないかなと。だから、やっぱりどこかの手作り作業的なものの必要性はあるのではないかなというように思いますので、当初のここで作られた資料そのものが本当に有効に活用できてきたのか、もう一度見直すべきときに来てるのではないかなと思うことがありますので、教育長に再度その点についての見解を求めておきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員御指摘の事柄につきましては、私はこのように理解をさせていただきました。そのタブレット等のＩＣＴ機器を操作する、操作することに慣れるということと、そのＩＣＴ機器を使って本当に学力の定着、それが子どもたちの理解とか、あるいはさらなる興味や関心、探求する心、そうしたものにしっかり結びついているかどうか、そこを注視する必要があるというようなことではないかと思っておりますので、本当にその使うことには慣れたけれども、それで学びの深まりができたかという辺りにつきましては、今後もしっかり見極めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） １０番、河村善一君。

○１０番（河村善一君） そのことの深掘りとして次に進めていきたいと思います。

２番目の週刊誌等でデジタル教育についての記事が最近特集されましたので、そのことに触れながらお尋ねしていきたいと思います。週間文春の１１月１４日号から３週、最後は４週までキャンペーンは続くんですが、３週続いて、「デジタル教育で日本人がバカになる！」のキャンペーン記事が掲載され、いろいろと問題点を提起されています。ＩＣＴ先進校と言われた北欧スウェーデンで、２０２２年の国際学習到達度調査（ＰＩＳＡ）において、２０１８年の前回から大きく順位を落とした。特に読解力では１１位から１８位に転落した。それゆえ、このスウェーデンでは紙への復活が叫ばれているんだそうであります。

東北大学加齢医学研究所の川島隆太教授は、「ＧＩＧＡスクール構想には子どもの脳に物すごい悪いことを強いている」としか思えない。スマホやタブレット授業によって、子どもの脳の発達が遅れるというはっきりしたデータが出ている。２０１３年から、

仙台市教育委員会とともに仙台市の小中高校生数万人を対象に、スマホやタブレットなどの機器利用と学力の関係を調べる大規模調査を行ってきた。すると、スマホやタブレットを使えば使うほどテストの成績が下がることが分かった」と、調査結果を分析され報告されています。デジタル機器を全く使わない生徒は、学習時間がゼロでも、機器利用と勉強時間がそれぞれ1日3時間ずつの生徒よりも成績が良かった。また、睡眠時間が長くても機器の利用時間が3時間以上の子どもは学力が平均に満たなかった。学習目的のアプリを使っていたとしても、使用時間が長い生徒は成績が下がっていました。つまり、勉強しても頭に入っていないどころか、デジタル機器は脳の発達を抑制する効果があると考えられるのです。追跡調査によると、機器の使用を止めた子どもたちは成績が上がったというデータも出ています。

では、なぜデジタル機器の利用で学力低下が起きるのか記事が載っているわけで、カリフォルニア大学ロサンゼルス校のメアリアン・ウルフ客員教授は、デジタル機器は深い読みをしづらい欠点があると指摘しています。人は紙の本を読むとき、最低知識を使って考えたり、登場人物になり切って想像したりすることで内容を理解しています。しかし、デジタル機器はページをつまんでめくるという物理的な動作がなく、紙を画面においてスワイプするだけでページが進むため、流し読みがしやすい。さらにデジタル機器を使う世代はSNSなどをチェックするため、1時間に27回も様々な画面をしたりというデータもあります。つまり、集中力が欠けて深い読みができなくなっているのです。アメリカ言語文学学者のナオミ・S・バロン名誉教授は、世界5か国、アメリカ、日本、ドイツ、スロバキア、インドの学生400以上を対象に紙とデジタルについて質問したところ、92%が紙のほうが集中できると答えたと報告しています。そのほかにも多くの識者の意見が述べられています。これらの記事を踏まえて、教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

私は、5年前、教育長に就任した当初、東北大学川島隆太教授のこちらの本でございしますが、『スマホが学力を破壊する』という著書を読み、本町の子どものスマホとメディア利用時間が全国平均にしてかなり長いことから、大きな危機感を持ったことを覚えております。その表れが、減メディア・親読書というポスターフレーズとなりました。御指摘のとおり、デジタル機器の過度な利用により学力が下がるという研究結

果は世界的に散見され、本町においてもそういったリスクと向き合い、児童生徒の自己調整力の育成にも注力していかなければならないと考えます。

一方、PISA2022では、日本は数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの3分野全てで前回調査より平均得点を上昇させており、いずれも世界トップレベルであることを示しました。その背景には、GIGAスクール構想の1人1台端末の整備、活用や、コロナ禍における学びの保障に相関性が認められると文部科学省は分析しております。GIGAスクール構想は国家戦略であり、初等教育から高等教育までデジタルデバイスの活用が前提となっております。こうした状況におきましては、デジタルとアナログのベストミックスを図るという考えを基本に学びを進めることが肝要であると考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） これは、この記事そのものを読んで、私も衝撃を受けていたわけでありまして。それはなぜかという、私自身もスマホ漬け、スマホ中毒になっていたのではないかなという反省を今回させていただきました。もう常に何かやることにおいてスマホを置いて、人からのLINE、あるいはSNSが来ることとかをもう何か待っている、気にしている、すぐ返事を返さなければならないような意識の、恐怖ではないですけど、やはりそういうようにもうスマホ戦略に負けてしまっている自分があることを感じました。私自身でさえそういうことになっているということであるならば、子どもたちもそういう意識状況にあるのではないか、だからスマホ依存になっているのではないかというように考えられるわけです。だから、教育のある一面、スマホで連絡するとか、もう便利です。データを今までファックスで送ることが、写真も送れる、身近に連絡することはできるけれども、本当に学力とかそういう脳の発達にとっては、やはり一定のセーブというか、そういうものの必要性はあるのではないかなと、本当に私自身も全部が全部そういうように思ったわけではないですけども、自分自身のことを思ったときには、もう常に持っていないと不安な自分があるということは子どもたちもそうであるだろうと。やはり、そういうところでの状況になっているというように考えます。

今、学校ではタブレットは授業時間は使う。週1回だけ持って帰るというようなことになっているのかなと僕は思ったりするわけですけど、スマホそのもの、子どもたちはスマホは学校には持ってこないということになっているのか1つと、もう1つ、

今、子どもたちがスマホを持っている状況については調査されたことがあるかどうかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

学校へのスマホの持込み等につきましては、これまでの答弁でも申し上げておりますとおり、原則的には認めておらない。例外的に持ってくる場合でも、預けると、授業に支障のないようにするというふうなことが1つのルールでございます。

あと、子どもたちのスマホの所持率ですけれども、直近のものにつきましては、ちょっと今、数字のほうは頭にございませぬけれども、もう小学校高学年以降はほぼ100%に近い所持率であるというふうに考えていいのかなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 僕は、質問もう1つだけ、子どもたちに影響、私自身がスマホ漬けになっているというお話をしました。子どもたちの今の意識状況はどういうように教育長は把握されているか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） ただいまの御質問につきましては、私も河村議員と同じような危機感を持っておりまして、現在の子どもの状況もなかなか手放せない、本当に小学校のもう中学年ぐらいから3時間以上、これはスマホだけではございませぬけれども、そうした危機を持っている。取り上げようとする、あるいは制限しようとする、子どもたちが暴れたり、非常に精神的に不安定になるというふうな報告も受けておりますので、非常に危機感を持たなければいけない状況かなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） やはり、スマホ戦略という表現がいいのか分かりませぬけれども、すぐ出なければならないとか、あるいはすぐ返事を書かなければならない、精神的な強迫観念を持たせてしまっているというように思いますので、やはり我々自身もそうですけど、すぐ返事もらう必要はないというか、やはり後で電話するという必要性というか、そういうものが必要なのかなというように思います。

次に行きます。漢字が書けない、文章が書けない子が増えていることについて、キャンペーン3の週刊文春11月28日号では、漢字が書けない子どもが増えていると

記事を載せています。神奈川県で国語を教える中学校教員の報告として、中国の小説家魯迅の故郷を教えるときに、主人公が再会するという、再び会うという漢字を「再開」、再び開くと間違える子がとても多かった、タブレットで勉強しているから漢字が書けないのではないかと心配になったと。また、国語科の教員が参加する研修会で、筆圧が弱い、字が汚い、誤字脱字が増えたとの意見が多くあったとのことでありました。先日、地元のある保護者の方に中学2年生の子どもの様子を聞いたとき、文章は全部ひらがなで書いているとおっしゃっていました。漢字を書けなくなっているのではないかと心配になり、実態はどうなっているだろうか、このことについて教育長の意見を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

漢字学習につきましては、多くの学校で紙ベースのドリルを使った学習を重視しており、極端に漢字の力が落ちてきているという報告は聞いてはおりません。ただ、議員御指摘のとおり、タブレットだけの学習となれば、筆圧が弱い、形が整いにくいといった課題が生じることは考えられます。本町におきましては、教員一人一人が手書きの重要性を認識しており、ベストミックスの選択をしておると捉えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ここにちょっと発展的になるわけですが、やはり読書をする、読書感想文を書くことの重要性が私はあると思うんです。読書の町づくり宣言、あるいは教育長の読書の必要性、親読書ということがあると思うんですけれども、やはり読書感想文を書いて読書ノートを提出させる、あるいはそれを重要視していく必要性はあるのではないかなというように思います。ビブリオバトルで読書でやることも大切なんですけれども、読書感想文の必要性というのは、やはり学校教育にとっては必要なのかなと思います。前回のときに、一般質問で、『成瀬は天下を取りにいく』という宮島未奈さんの本の紹介をしました。その方の本を読んでいると、この方の述べられている中で、この方は小説家になりたいと考えようになったのは、小学校3年生のときに『天才えりちゃん金魚を食べる』の読書感想文がきっかけだったと。コンクールの冊子に載ったときに、選考委員のコメントで、「未奈さんのお話には人を引きつける魅力があります。お話を書いてみてはどうですか」と書いてあった。じゃあ書いてみようかなと、ノートに鉛筆で書くようになったと。そこで褒められた

ことがこの人のきっかけで、ずっと文章を書きためていくことによって、すぐには作家にはならないけれども、最近になってその需要感をもらって本を出し、最近は『成瀬は天下を取りにいく』、『成瀬は信じた道をいく』、最近は『婚活マエストロ』という本を出されるようになって、今、注目を浴びているという方であります。僕は、読書を定着させるためにも本を読み、その読書ノートを書かせて、昔は読書感想文コンクールがあったと思うんです。そういう中での評価、認めていくことによっての成績アップはあるのではないかというように思うんですけれども、教育長は今後そういうことも御検討いただきたいと思うんですけど、教育長はどのように考えられるかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 読書であるとか、その読書感想文、それぞれに本当に重要な意義があるというふうに思っております。議員、後半のところでおっしゃいました、その褒められることによる学びへの力といいますか、原動力といいますか、そういうものは確かに大きいものがあるというふうに思っております。いろんな言葉で、自尊心とか自己肯定感とか自己効力感、いろいろな言葉で言われますけれども、やはり称賛されることによって新たな活動への意欲、これは大人も子どもも同じであろうというふうに思っておりますので、過日も答弁で申し上げましたが、エデュケーションアワードのような、ああしたものもどんどんそれぞれの講演で今もやっておりますけれども、充実させていくということは子どもにとってプラスになるというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に行きます。アナログ、紙教材の重要性についてお尋ねします。これらのことを踏まえて、デジタル機器だけの学習では身につかないことが分かったと思います。学習をより身につけるために、ノートに書く、ワークドリルなどで繰り返し問題を解くことは、学習に役立ち身につくものと考えられます。アナログ教材であれば、鉛筆と消しゴムさえあればどこでも見てできます。反面、デジタル教材では、タブレットを使おうと思えばWi-Fi環境の整ったところでなければならないし、充電または電源のあるところでないといけないという欠点があります。中学校の国語教師が、国語辞典と漢字辞典は必要ないと言っているということを聞きました。漢字が分からなければタブレットで検索したら良いと言うのだそうです。本

当に正しいのだろうか、国語辞典と漢和辞典は、小説『舟を編む』、これはテレビドラマでもやっておりましたけれども、読んだときに、辞書編集者の並々ならぬ努力のたまもので編集されており、その結果、辞書となっているものであります。それらの辞書の重要性、使い方等を知った上でタブレットの検索を使うことがあっても良いと思うのですが、本末転倒の感がいたします。このことについて、教育長の見解を求めます。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 議員御指摘のとおり、アナログ、紙教材の良さは、どれだけデジタル機器が発達しても変わることがないと考えます。例えば紙の辞書を引くことにおきましては、探した語の意味、用法、用例を一度に見渡すことができます。加えて、調べる対象の周りにある語の意味が目に入ることから、ほかの言葉や表現を知るきっかけにもなります。こうした言葉との偶然の出会いがあるという点は、紙の辞書独特の利点であると言えます。一方、タブレットでは検索エンジンを使用し、調べものが瞬時に分かり、さらなる深掘りをすることもでき、知的な営みへと展開できる要素がございます。以前、びんてまりの館で開催されましたウィキペディアタウン@愛荘のワークショップでは、参加者が期せずして机上にタブレット、辞典、図書館に所蔵している地域資料といったデジタルとアナログを同居させ、それぞれをうまく活用していました。このように、アナログかデジタルかの2個対立的な考えではなく、もちろんデジタル一辺倒でもなく、子どもの実態や指導の目的、内容等に応じて、アナログ、デジタルのそれぞれの良さを活用して、柔軟な学習活動を展開していくことが肝要であると考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） タブレット等の検索の不安さは、やっぱり出典が不明確なことが多いと思います。よく広辞苑のところにはこういうように書いてあったということを、論文とか何かを書こうと思うときに検索でタブレットで出てきたからこうありましたということは、出典そのものが不安で、本当にそれが正しいのかどうかもう一回検証しなければならないという問題点もあろうかと思いますので、やはりしっかりと学校教育の中では辞書の重要性そのものは大事であろうと思いますし、そういう辞典それぞれの重要性を思いますので、そういう点についてはしっかりと学校現場では辞書の重要性は言っていきたいと思います。

時間の都合で次に行きます。大きな2番目、全国学力学習状況調査での愛荘町の課題についてお尋ねいたします。

全国調査での滋賀県と愛荘町の結果について、今年の4月18日に令和6年度全国学力学習状況調査が行われました。全国学習テストの対象学年は小学校6年生の国語と算数、中学校3年生の国語と数学でありました。結果が発表され、小学校国語の平均正答率1位は秋田県で73%、2位が石川県、3位が福井県でありました。滋賀県は65%、45位であった。愛荘町は60点であったということです。また、小学校算数の平均正答率の1位は東京都で68%、2位が石川県、3位が福井県でありました。滋賀県は62%、31位でありました。愛荘町は平均点が57点であります。中学校の平均正答率1位は石川県62%、2位は東京都、3位が秋田県と富山県と福井県、滋賀県は56%で39位でありました。愛荘町は50%でありました。中学の数学は平均正答率1位は石川県57%、2位が東京都、3位が福井県でありました。滋賀県は51%で32位であり、愛荘町は39%でした。これらの結果は、広報あいしょう12月号に掲載されていますが、現在の問題点と今後の取り組むべき問題点については、そこにも書かれてあるわけでありますけれども、不安に思っておられる愛荘町民の方も多くおられると思いますので、皆様により分かりやすく今後の課題、対策について、教育長からの意見を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 現在の問題点につきましては、次のとおりと考えております。まず、調査の結果から基礎的、基本的な知識や技能の定着が不十分であることが挙げられます。また、滋賀県全体の課題と共通しておりますが、自分の考えを記述することや表現の工夫をすることに課題があると考えます。次に、学校の授業時間以外の学習時間が全国、滋賀県と比べ、愛荘町は少ない結果となっております。これは特に小学校で差が大きくなっております。

これらのことから、今後取り組むべき課題については、次のとおりと考えております。まず、確かな学力の育成を目指し、一人一人の学びの状況に応じた基礎的、基本的な知識や技能の定着に向けた指導の充実を進め、できた、分かる喜びが実感できる授業づくりに努めてまいります。また、様々な体験、出会い、交流を経て、将来の夢や目標を持ったり、自らの将来をデザインしたりすることが学びの原動力となるよう、キャリア教育の一層の推進を図ります。加えて、自分で計画を立て、実行し、振り返

り、更に修正していくという自主学習のサイクルが定着するよう、きめ細かな指導を行っていくことが重要であると考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） この全国学力調査の結果というのは、各個人にも返され、各学校にも返されていると思います。それぞれの課題はそれぞれ個人にも返されていくわけで、課題がはっきりしていくわけですがけれども、私は、結果だけではありませんけれども、やはりそれをいかに学校として取り組んでいったり、教育委員会として取り組んでいくかということが大切かなと思っています。そのことについては、教育委員会でしっかりと分析し、今後の取組をしていっていただきたいと思います。

1つ私が心配するのは、昨日の質問にもありましたけれども、中学校における、ほかの学校でもあるか分かりませんが、授業が成り立っていない、子どもが、先生の授業が成り立っていないとか、聞けないという状況に学校環境が今あるのではないかと。保護者の方からそういうようなことを聞きました。やはり、子どもが騒いで授業が成り立っていない、それが先生が注意をできないというような状況にあるようなことも聞きましたので、やはりまずもって学校環境で子どもたちが授業できる状態にしてあげることが大切なんではないかなと、それは親の了解も巻き込んででもそういう取組をしていく必要があるのではないかなというように思うんですが、教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

確かに、授業というのが、本当に学力の定着の上では基礎中の基礎であるというふうに思っております。特に、その授業がしっかり深まるという、そういう意味で学習規律というものがその根底にしっかりなければいけないというふうに思っております。これは、愛荘16年教育にありますように、基本的な生活習慣とか、あるいは幼稚園は幼稚園、小学校は小学校、中学校は中学校、それぞれでの自分たちを高めていくための基本的な生活のルール、学習のルール、あるいは遊びのルール、そういうものをずっと系統的に大事につなげていくことであるというふうに考えておりますので、もちろん教師がその指導を徹底するということはもちろん基本でございます。また、子どもたち自身も自分たちがより高まっていくために、そうした不十分なところに目を向けて、自主的、あるいは自治的に取り組むということにも指導を力点として入れて

いきたいというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） その問題は教育委員会でもしっかりと捉まえていただいていることだろうと思いますし、今後しっかり対策をつくって当たっていただきたいと思います。

次に行きます。小中学校の間にしっかりと基礎学力がつくよう教えてほしいということについてであります。学校でしっかりと教え、基礎的な学力で卒業してもらいたいと思います。最近では以前のような夏休みの宿題、夏休みの読書感想文もないと聞いております。家庭での自主学習や宿題などの現状はどうなっているのか。往々にして、学校では難しいことは教えずに、詰め込み教育もせずに、簡単なことのみを教える傾向にあると聞きますが、現状はどうなっているか。最低限、小学校で習う漢字1,026字、中学校で習う漢字1,110字を覚え、九九の暗算ができるようになってもらいたい。しっかりと小中学校で学ばなければならないことについて教えていただきたいと思うのです。高校に入って漢字と九九を教えなければならないと聞いておりますが、しっかりと小中学校のときに教えてほしいと思いますが、このことについて、現状について教育長の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） 夏休みの宿題は様変わりしており、各学校におきましてもそれぞれに工夫した課題を設定しております。また、近年はタブレットドリルも活用しております。自主学習の宿題につきましては、以前から継続して現在も行っているところでございます。御承知のように、学校教育における学習内容は学習指導要領に定められており、その指導内容は子どもたちにとっての難易度に左右されるものではありません。御指摘のとおり、漢字や掛け算の九九のような基礎、基本というものの大切さは何ら変わるものではなく、今後も子どもたちが学力としてしっかり身につけ活用できるよう、指導の充実を常に図っていくことが必要であると考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 自分のことも反省しながら思うと、最近ではもうすぐスマホで調べたらいいんじゃないかということになって、漢字でも、あるいは辞書でも、覚えなくてもいいんだというようなことになってしまってるという傾向に、私への自戒も含めて思うんです。でも、よく聞くと、好きになることは覚えることなんだと、覚

えたら好きになっていくんだということになると思うんです。野球選手でも、毎日のように練習、同じことの繰り返しというのは、やはり上手になり好きになっていくから覚えていくというように思うんです。学習でも、やっぱり覚えることの大切さ、そうして一つ一つ覚えていくと、やっぱり好きになっていくというようなことがあろうかと思うんです。そこの教育の、最近のやっぱりすぐ検索したら出てくるんじゃなくて、やはり覚えて書ける、九九を計算することの必要性はあるのかなと。昔は、自分の子どもでもお風呂で九九のあれを練習するとか、覚えて次へ行こうというようなことがあったと思うんですけれども、そこらについてはもうひとつ価値というか、見直しをして、覚えることの楽しさというように必要なのではないかなと。川島隆太先生の本を読んでいると、覚えてやっていくと、お年寄りの方の認知症が治っていったという体験を随分書かれているわけです。だから、計算とか暗算とかいうことによって脳が活性化していくというようにあるところもあると僕は思うんです。だから、もう少しやはり我々の教育の視点を覚えることの楽しさというように、工夫して覚えていく、発表していくというようにあるところのものが今後あってもいいのではないかなと思うんですけれども、教育長の見解を求めておきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

いろんなことを覚えることが、知識とかあるいは理解につながるということは大事な点であるというふうに思っております。今、特に強調されておりますのは、覚えたこととかあるいは知識として取り込んだことをいかに活用できるかと、実際にそのことが使えた、日常生活に応用できたというのが、逆に喜びに代わっていくんだらうというふうに思いますので、単に知識を得るだけではなしに、それがどう実際の場面で活用できるかという辺り、これまでも取り組んできたことではございますけれども、今後その辺りにも十分力点を置いて指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次の質問に行きます。大きな3番、障害児者福祉についてであります。愛荘町福祉コミュニティ親の会の集まりについてであります。障害者を取り巻く状況は、20年前、30年前と比較すると大変良くなってきていると思います。しかしながら、障害者は障害の区分、肢体不自由児、知的障害、精神障害、目が

見えない、耳が聞こえない等によって子どもへの対応も違い、またかかりつけ病院も違い、地域での触れ合いも少なくなっていると思います。唯一、小中高時代の養護学校、小中学校での特別支援学校のときは同じ学校という空間で過ごしており、また恵まれた学校環境のもとで過ごしていると思います。しかし、学校を卒業する時点から、卒業後の職場、作業場を探し勤めるようになっていくのが現状であります。そして、成人となると、成人のあるときから家を出て一人で住みたくなり、そのため障害者のグループホーム、施設づくりが必要になってきていると思います。各年代に応じて課題は山ほどあり、保護者の苦労は絶えません。そこで、愛荘町の障害者親の会のメンバーが集まり、月1回意見交換会を定期的に障害者の集まりをやってまいりました。やっと親の会の8回まで来ることができたところであります。今回、愛荘町の障害者の親の会のメンバーが集まり、お互いの障害を乗り越えて集まろうとしています。発達のゆっくりな子どもたち、介護が必要な子どもたち、その保護者の皆さんが10年後、20年後も安心して過ごせるような地域共存社会の実現を目指しています。私が住んでいるこの町に、そんな子どもたちが卒業後に働く場、親なき子の暮らしの場、居場所をつくりたいという思いから発足しているところであります。子どもたち、保護者一人一人にとって本当に必要となる施設は異なりますが、本人や家族の願いや思いを伝えていくためにも、愛荘町で出会った人同士がまとまり、情報交換や相談事、それぞれの思いを伝え合う場が必要だと思っています。このことについて、福祉課長の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） この度発足されました愛荘町福祉コミュニティ親の会におかれましては、毎月定例会を開催され、障害福祉の在り方やお互いの思いなどを会員の皆様が話し合い、熱心に活動されている団体と認識しております。町主催のイベントにも積極的に御参加いただき、障害のある方への理解について啓発を行っていただくなど、福祉のまちづくりの一翼を担っていただいています。福祉課職員も本会の活動に御一緒させていただいており、皆さんの生の声を障害者計画等へ反映させていただいております。来年1月19日には、設立総会を開催されることもお聞きしていますので、障害のある方の社会参加や住みよいまちづくりについて大きく推進していただけるものと期待しております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 続けていく中で、ここに書いてありますように、なかなか障害が違うので、交えるというか、施策の中ではいろいろ話し合う部分はあるわけですが、すけれども、また聞くことによって、自分の障害の子どもにとってはどうなんかなというように思うところがあります。ただ、自分、我々のメンバーの中で子どもさんが緊急入院されたというような事態もありました。そのときにその方がおっしゃっていたのは、やはりこの会があって自分自身が強くなったんだと、強くなって皆さんの意見を聞いていく中で、私一人ではないんだと、やはり皆さんがいるから一緒になってこの子どものことについても立ち向かっていくことができるんだというようなことをおっしゃっていました。そういう中では、この会をつくって良かったなと思っていますし、今後も頑張っていきたいと思っています。

最後、来年の障スポ2025の関連に向けて話をしたいと思います。来年10月26日に全国障害児スポーツ大会わたSHIGA輝く障スポ2025が開催されます。開催主体は県の実行委員会とされると聞いておりますが、全国から来られるアーチェリーの障害者の選手の人たちを町として大歓迎で出迎えができればと思っています。障スポ実行委員会の意向もあると思いますが、福祉課としてどう迎えようと考えているのか、福祉課長の見解を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） わたSHIGA輝く障スポ2025については、全国からお越しいただく方々に愛荘町の障害福祉に対する思いを伝えるチャンスと捉えています。愛荘町福祉コミュニティ親の会の皆さんに御協力いただき、障害のある方が住みやすい福祉のまちづくりについて啓発できる取組を検討しております。既に大会期間中に町が設営するおもてなしコーナーにおいて、親の会の活動紹介と愛知高等養護学校による物販のコラボによる福祉のまちづくりについての啓発について調整を始めています。このことについては、去る11月12日に議員にも親の会の代表として同席していただき、愛知高等養護学校長をはじめ、関係教諭の皆さんと一緒に取り組む方向で確認をさせていただいているところです。具体的な内容については、今後、調整していきますが、地域の皆さんと町の協働による歓迎体制を整え、地域共生社会の推進やインクルーシブ教育につながる発信ができる企画を提案していきたいというふうに思います。

◇ 小菅久宣君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。一般質問をします。一問一答で2項目、町の防災対策、農業の担い手対策という形で一般質問させていただきます。

大きく、町の防災対策は、地震対策、水防対策、火災対策、災害避難行動要支援者名簿情報というところ辺で質問させていただきます。

まずはじめに、町の防災対策、備えあれば患いなしという言葉があるように、災害は絶えず毎年のように日本のどこかで起こっています。西日本、東日本、熊本等、絶えず大きな地震が起きています。近年は令和6年1月1日、新年早々、能登半島地震が起き、避難生活や災害復旧が課題になる地震対策があります。線状降水帯が起こす大雨での洪水、堤防の決壊、河川の増水による住宅への床下、床上浸水の被害です。初動の水防対策の問題はどうか。もう1つ、火災による町の行政の初動体制は、東近江消防署や愛知愛荘町消防団自警団の各組織の連携体制はどうか、地震対策、水害対策、火災対策についてお尋ねします。

1、地震対策。地震災害への備えとして、初動体制はどのような行動を取り、対策、指示をなされるのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 当町の地震対策は、地域防災計画の震災対策編に基づき実施することとなっております。初動体制について具体的に申し上げますと、例えば町域に震度5弱以上の地震が発生し、災害応急対策が必要な場合は、町は災害対策本部を設置するとともに、状況に応じて第一配備、第二配備を段階的に招集し、災害対策に当たるとしてあります。人員の招集は電子メールにより全職員に一斉連絡をする連絡体制を整えており、定期的に連絡体制を確認する訓練を実施しています。

次に、対策や指示に関しては、災害対策本部において被害情報等を収集するとともに、職員の配備態勢や動員の規模、災害の防除対策等について協議し、防災計画に定めた任務分担に基づき、本部からの指示により応急対策等を行うとしています。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。今、政策監のほうから定期的に訓練を

実施していますという話も聞かせていただきました。また、緊急分担に基づき本部からの指示により応急対策という話も聞かせていただきました。その中で、地震が起こったときの地域、集落に対しての具体的な応急対策について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 地域、集落への応急対応という部分でよろしいですかね。その部分につきましては、まず地震災害につきましては、町のほうの災害対策本部を設置した場合は災害対策本部から各集落、地域への伝達であったり、またあと情報収集に関しては地域と連絡を取りつつ災害対応をしていくというようなことを、今のところ想定しておるところです。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。もう1つ、職員全員に連絡網体制、定期的に訓練を実施していますという答弁もありました。地震はいつなんどき起こるか分かりません。当町に出勤しているとき、また自宅にいてるとき等々の訓練をしていますというような各メール等という話の中で、いつなんどき起こるか分からない初動体制の招集訓練というのは対策本部を立ち上げるための日頃のこの訓練はなされているんですか。お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 先ほどの答弁でもお答えさせていただいたところでございますが、職員の招集につきましては、電子メールによりまして各職員に一斉メールを送る、そのメールにつきまして職員のほうから返答をするというような形で、まずその伝達に関しての訓練というのは行っております。実際に職場に集まるといったところに関しては、今のところ訓練等はしておりません。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） それが一番大事じゃないのかなというところ辺を私は感じるところで、一番集まるというところ辺が、集まってどうするというところ辺が訓練の中でなされないことには、現実起こったときにどうなるのかというのが、どういう体制を取るのかというのが一番心配するところ、そのときになってからしか分からない

と、確認というだけではちょっと物足りないのではないかなと。そういうところ辺があるのかなのかというところ辺をお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 職員招集の関係、まず電子メールのことを御紹介をさせていただいたところですが、実際その町で実施しております防災訓練がございます。その訓練の際には、職員招集をかけて実際の招集をするというところの実質的な招集に関しては、その防災訓練で行っているというところでございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。実際の防災訓練の中では町全体、また小学校単位の中でなされているというのが現実という形も確認しているところでございますが、そこだけの訓練というよりも、実際に起こるよ、招集せなあかんよ、そのときどうすんのよというところ辺、どこにいても、また集落に、夜でも出勤してでもという現場の中でそういう訓練があつてこそ、災害のときに備えがあるんだと思います。その中で、教育委員会のほう、学校、小学校、幼稚園等々の中での、私ら小さいときでも机の下に隠れ、それが済んでから校庭にというような防災訓練がなされていたと思うんですけど、そのことについて教育委員会のほうからは何か実際の訓練についての備えはどんなふうに行われているか、お尋ねします。

○議長（森野 隆君） 教育長。

○教育長（徳田 寿君） お答えをいたします。

議員が子どものときからというようなことでお話がございました。その基本的な地震が来たら机の下に隠れるというようなそういう訓練は、もちろん今でも行っております。教室にいるときは机の下に身を寄せる、あるいは教室以外にいた場合には、落下物等を避けて壁際に身を寄せて低い姿勢になって持ち物等で頭を守るというような基本的なスキルという部分は指導しているところでございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。小学校教育現場でもそのような訓練、地域でもそういう防災訓練をやっている中、やっぱり職員の中でもそのような実際の訓練というような形、防災訓練じゃなしに、どこで本部を立ち上げてどこの場所がどうなるというようなところ辺をしっかりとったほうがいいと思います。

次の質問に行きます。災害物資と備蓄品の状況や物資、備蓄場所、トイレ、避難所の設置等についてお尋ね申し上げます。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 例えば、災害発生直後に町民に提供する飲料水や食糧といった備蓄品は、4つの小学校のほか、町消防センター、つくし保育園、山川原地域総合センター、ニデック株式会社の計8か所の施設、事業所の防災倉庫、または備蓄倉庫に分散して保管しており、町のホームページにも掲載をしております。簡易トイレの備蓄については、4つの小学校のほか、町消防センター、山川原地域総合センターに保管しており、被害等の状況に応じて必要となる避難所等に配備することとしております。また、町内企業との協定によって災害用仮設トイレ5基を確保しており、有事の際には協定事業者により避難所等に設置いただくとともに、し尿等を収集運搬していただく体制となっております。

次に、当町の指定避難所は現在、全部で12か所ございまして、町内の小中学校、公民館、つくし保育園、福祉センター愛の郷、ラポール秦荘、いきいきセンター等の施設を指定しています。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、8か所の施設で飲料水や食糧を備蓄しているというような答弁がありました。これ、備蓄品の賞味期限、消費期限に関しての更新等々についてはどのように考えられているのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） お答えいたします。

防災食の賞味期限につきましては、リストを作成の上、その種類、数とともに、保管場所、そして賞味期限のほうもその行方を追っておりまして、それぞれの賞味期限直前には災害訓練等で使用するなど、その有効活用に努めております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。賞味期限等々は消防訓練等々でやってるといふ、それで皆、消費、賞味期限の物資に関しては全部更新されているんですか。それとも、今やろうとしているフードロスの関係に出されるとか、そういうようなこと

はないんですか。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 賞味期限が近付いたものにつきましては、切れる前に地域の防災訓練などに御提供するほか、間に合いましたらフードロス削減のためにフードドライブ等の事業にも活用しております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。もう 1 つ、簡易トイレの備蓄は 4 つ小学校に置いていると。もう 1 つ、企業にトイレを 5 基確保しているという形に答弁あったんですけど、5 基で足りるのかなという部分、また下水道が破損する場合がある中で、一番に避難所のところ辺に人が避難されてくるといところ辺で、この下水道の破損状況を確認ができるかできないか、またそのトイレ 4 基なり 5 基、また簡易トイレの中でどういうふうな形の中で対応していくのかといところ辺、もう少し具体的にその考えを話してもらいたいと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） トイレの備蓄に関しましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。そのトイレにつきましては、簡易トイレの設置があるということ以外に、マンホールトイレ等も今、3 台、町内に設置をしているという状況でございます。これにつきましては、やはり小菅議員おっしゃるとおり、下水道管の破損の状況により、もうその使用ができない可能性もあるといところもございしますが、実際にその避難所につきましては、その避難所での生活のほうにつきましては 3 日間をまず一定の期間として生活ができるような形で進めていただくということ、それ以降につきましてはやはり災害の状況にもよりますけれども、応援体制等の中で災害対策を避難所の生活としてどのようにしていくかといところを対策していくということになるというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。次の質問に行きます。避難生活から災害復興へ導く行政行動についてお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 愛荘町地域防災計画においては、災害応急対策計画と災害復旧計画を定めております。災害応急対策計画は、災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象用警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めております。例えば、建物の危険度判定や罹災証明書の発行などの手続、災害相談などの対応も応急対策として実施します。また、災害復旧計画では、河川や道路など被災した施設を復旧するとともに、地域住民の意向を反映した復旧、復興の基本計画を速やかに策定し、復興事業スケジュール等を盛り込んだ復興計画に基づいて資金を確保し、被災者への融資や被害住民の生活再検討を推進することとしております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。一応こういう再建計画を述べられたんですけど、災害等々でこんなふうな形の中で避難生活からまた復興のほうへ導かれたという事例があれば、計画の具体例として話してもらえればありがたいかなと思います。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 災害復旧の事例ということでございますけれども、もちろん当町でこれまでの災害復旧で大きな事例というのはなかなかないんですけれども、やはり能登半島の地震であつたりとか、これまで大きな災害があつたというところにつきましては、やはりどのような復旧、復興をされていたのか、またそういった対策をどのように進められたかというところは、参考として今後の対策の中にも盛り込んでいくということでございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。しっかりした対策のほうへそういう形の中で盛り込んでもらいたいかなと思います。

次の質問に行きます。行政だけでなく、対応できない部分、自治会住民と連携、情報伝達、周知、また共助について、共に行動する体制が取れるかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 災害対応については行政だけでできるものではなく、住民、

事業者、地域の各種団体等が一丸となって実施する必要があると考えます。とりわけ自治会や自主防災組織などに期待する役割は大きく、震災直後においては出火の防止、安否確認、避難誘導、避難所の運営などには、自治会や自主防災組織などからの御協力が必要不可欠なものと考えております。災害時には、消防や警察、行政など様々な機関が防災、救助活動や避難支援を行います。が、災害が大きいほどそうした公助は住民に届きにくくなります。そのため、平時から町が実施する出前講座におきまして、地域の皆様に自助と共助の重要性や自主防災組織の役割についてお伝えをさせていただくとともに、意見交換等をさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 自治会等との連携、伝達、周知、共助というところ辺なんですけど、意見交換をさせていただいておりますというような答弁を頂きました。災害はお互いの役割、協力体制が大変必要かなと思います。そこで、日頃から周知取られているというところ辺、具体的にどんなところとどういふふうに共にしていくんやねというところ辺の、自治会または地域にどういふ周知をされているのか、意見交換されているのか、具体的にお話し願えればありがたいかと思います。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 地域の自主防災組織を中心に、毎年、防災講習会、出前講座、そういった座談会をさせていただいています。一方的なお話にならないように、意見交換というところも加えてやっております。その中で、お願いというよりも、そもそもの体制としまして、町職員が災害時に必ずその地域のところに皆に駆け付けられるというわけではないという実態と、その大規模災害のときには、この共助というそのものが皆様を助ける手段になりますよというところを抑えてお話をさせていただいているところです。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。そうじゃなくて、行政が何でもかんでもできるよねというところではないというところ辺はしっかりと話されるというところ辺が大切であって、地域はこの中で何をどうするんやというところ辺、自治力というところ辺で自治会のほうで持っておられるところ辺がありますし、行政が何でもしてくれるという人もいる、考えている人もいるけど、そんなん、人間限られた職員の中でできるわけないので、備蓄品を届ける、飲料水を持って行く、避難場所に届ける、そ

ういう関係、また自治会はそこでどういうふうな形をするか、その明確なところ辺をどういう意見交換をしていくかというところ辺をお聞かせ願いたい、はっきりしたすみ分けというところ辺をお聞かせ願いたいというのが私の今の質問です。よろしくお願いたします。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 御説明のほうでは、今、災害の規模に応じて公助が届きにくくなるということを申し上げましたが、そもそもこの避難誘導とか安否確認といったところは、自治会のほうがその役割としては強力に進められるところでございます。地域のことを一番よく知る地域住民の方が、お隣近所でお声を掛け合って、もちろんお家の状況まで分かるようでしたら、その出火を止めることすらできるかもしれません。そういったところも、他方から、遠方から駆け付けた公助に頼るというわけではなくて、すみ分けとしましては地域のほうで進めていただくということが必要不可欠ですという役割分担をお話ししております。また、避難所運営につきましても、これは例えば避難場所に誰が集合するか、そしてどこに逃げるかという避難訓練は、当然ながら地域の方のほうがよく御存じでございます。そうしたところも、地域主導で進めていただくという役割分担を申し上げます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。そういうふうな形を日頃から具体的にしっかりと伝える、自治体は何をする、行政は何ができると、ここまでですよというふうなところ辺を明確にしていきたいと思います。

次の質問に移ります。水防対策、一雨降れば河川の増水は問題視します。西部地域では、河川を粘土でせき止め、農業用水として活用し地域環境を守っています。河川整備が進まず、計画ばかりで時代が変わっても昔ながらの地域です。一雨降れば河川は増水し、危険を冒しながらも粘土を取り外し撤去しなければ、地域の川は大増水になる状態です。ほかの地域はどうか、町の大雨で増水、初動体制、対策はどうかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 大雨時には、町職員により警戒態勢を取り、雨の状況を把握しながら、気象、水防等の情報収集を行い、災害対

策本部の設置が必要か検討を行います。水防活動の本部組織は、愛荘町警戒本部の組織体制に準じています。警戒態勢の配備基準は、大雨警報をはじめとする各種警報が愛荘町に発表された場合、また永源寺ダムが毎秒500立方メートル程度の放流をされた場合です。初動の警戒態勢では、配備職員により町内の一級河川のほか普通河川で過去に溢水や越水した箇所などを重点的にパトロールを行い、水位の状況や流量などを巡視します。次に、暴風警報や大雨警報、洪水警報のいずれかが愛荘町に発表され、災害の発生が予想される場合は警戒本部を設置します。本部員が参集し、より詳細な情報を把握するため、町内の小学校区単位で再度パトロールを行うほか、気象情報等の情報を整理して、警戒本部会議において情報の共有や対策の協議を行います。また、初動期のパトロールにより個々の水防活動が必要と予測される場合には、速やかに関係機関と連携を図り対策を講じることになります。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、パトロールという形の中で、日頃、過去において増水したところの重点箇所というところ辺、初動体制の中で今、愛荘町の中、水防対策として一番越水箇所というか、災害として起こりうる箇所についてはどの辺が今あるとお考えですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 先ほど申しあげましたようなところで、大雨時には警戒態勢を取るというようなところで、特に長野地先の不飲川でありますとか、長野の三角遊の辺り、また山川原の大井寺川の付近、また河川ではございませんが、8号線のアンダーのところもパトロールをさせていただいているような状況でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。特に西部地域のところ辺を挙げられた地域かなと思います。その辺の中で、一番対策としては今、進められている不飲改修ショートカット構想、ぜひ早く進めてもらいたいというような要望。またそれも初めの中は、愛知川から逆流してくるんじゃないのかなという話も私もさせてもらったんですけど、「いや、しません」というような話で、初めの会議は進んでいました。今では、ダンパーをつけて、水が引いたら愛知川のショートカットに流すというようなニュアンスも変わってきてます。そういう中でも、しっかりとした対策を取っていても

raitai kana to omoimasu.

次の質問に行きます。地域の川、小川、大小一級河川、普通河川等あり、町の行政で管理している河川はどこか、国・県・町の連携体制、防水対策の在り方についてお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 町が監視する河川については、先ほど答弁させていただきましたとおり、大雨時に重点的にパトロールを実施する町内の一級河川や、過去に溢水や越水した普通河川です。県との連携体制については、滋賀県防災情報システムを利用して行っております。これにより、県内の配備態勢や被害状況、対応状況などをリアルタイムで相互に共有しております。また、本町において災害対策本部を設置した場合は、滋賀県湖東土木事務所から本町の対策本部に連絡員が派遣され、町の災害対策状況などの情報が県に迅速に伝達されることになっています。なお、国への出動要請は県を通じて行うこととなっており、必要に応じて水防計画書に基づき速やかに実施することとしております。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） ありがとうございます。重点状況もしっかりと全質問で答弁いただいたかと思います。住民のほうには、こういう防災ハザードマップという形の中で、防水対策をなされてる文書が配られています。保存版として令和3年3月改訂という形になってます。これ全体見て、防水対策の予防という災害のときにということ方をいつも感じるんですけど、この伝達方式のところ辺の様式で、ただいつもここだけなんですよね。どういう対策本部を取られて、どういう形の中でどういうふうに伝達されてくるということが具体的に見えてこないという部分が私は心配するところなんです。

もう1つ、防災マップの中を見てると、愛知川並行水路があるところ辺がもっと機能するんじゃないのかなというふうに思うんですけど、今の庁舎、体育館なり武道館、また町民センターのところ辺がちょっと水没するよというような地域になっている。そこら辺、どういうふうにこの地図の見方をしたらいいのかなと。並行水路があるから宇曾川の主流に流れていくというような形にも見るんですけど、このマップの中で予防対策としてのそういう部分が、愛知川並行水路と、またこの愛知川というところ辺の川には水没しないのかなというような絵が描かれている、そういう部分、どうい

うふうにこれを流水対策として見ていっていいのかなというところ辺、またもう1つ、不飲を改修されたときにこの地域は流水対策として水没するのかもしれないのかというところ辺、もうちょっとこの辺の見方を教えてもらいたいかなと思います。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） お答えいたします。

そちらの災害を想定した防災ガイドブックにつきましては、幾つもの主流、そして一級河川の氾濫を想定した下で、最も高い水位となるところをイラストで描いたものでございます。ですので、必ずどこが切れたらこうなるというところではなくて、お近くにお住まい、そうした地元のところでどのような水位になるかというリスクを示しただけのものでありまして、これが必ずこうなると決まっているものではございませんので、御承知ください。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。単なる住民に知らせる保存版としてあるものじゃないのかなという、そこら辺もうちょっと具体的などこら辺を明記したほうが、流水計画も入れた中で、こんだけ川があるんやからこの川で流れていくよとか、その計算もできると思うので、ただ高低差だけの中での保存版になったらちょっと住民も迷う、また行政も企業も、ここは水没地帯やからねというところ辺もあるので、もうちょっとしっかりした情報の中で、私はこの保存版を作ってもらいたいかなというのが思いです。

次の質問に行きます。火災対策。火災が起こり、緊急に消防署へ119番するのが普通で、次に地域では初期消火による消火活動になると思います。行政の対応はどうなるのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 1つ飛んだ。

○2番（小菅久宣君） もとい、行政が監視している河川、大雨水害のおそれがある地域について、避難行動の指示レベル体制、防水対策体制について、どんな組織で指示されるかお尋ねいたします。申し訳ないです。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 愛荘町地域防災計画に高齢者等避難と避難指示の基準が、水害によるものと土砂災害によるものに分けて示され

ています。水害による高齢者等避難については、1、河川における水位観測所において水位が避難判断水位に到達し更に上昇するおそれがある場合、2、高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合等としています。また、水害による避難指示については、河川における水位観測所において水位が氾濫危険水位に到達し更に上昇するおそれがある場合等としています。

土砂災害による高齢者等避難については、愛荘町に土砂災害に関する大雨警報が発表されたとき、滋賀県土木防災情報システムにおいて、対象区域における土砂災害降雨危険度が避難準備開始の目安と判定されたときとしています。また、土砂災害による避難指示については、土砂災害警報情報が発表されたとき、土砂災害警戒区域にて前兆現象の発見があったときとしています。なお、水防対策の指示体制は、水防管理者である町長が水防団長である消防団長へ指示を行い、消防団、自警団及び町職員が協力して水防活動を実施します。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。水防対策は管理者である町長が水防団長、消防団長、消防団が水防団になっていくというところ辺をお聞きいたしました。そういう中で、しっかりしたこの消防団活動ができる、水防団活動ができるというような体制が取ればいいんですけど、今、産業建設常任委員会でも自警団の関係、消防団の関係がいろいろと人員の関係で問題視されている部分、今の時代に合ったようなところもあるんです。

もう1つ、先ほど述べたように、このガイドブックの中で、もうひとつ分かりやすく資料はないのかなというところ辺、水防対策にとってもしっかりしたガイドブックの中、先ほど述べた、どこが水没するとかせんとか、またそういう部分がまたどういう避難行動の中で体制が動くのかというところ辺を、もうちょっと新しい資料が欲しいかなと、住民にとっては欲しいかなと思います。

次の質問に移ります。火災対策。火災が起こり、緊急に消防署へ119番するのが普通で、次に地域で初期消火になる、消火活動になると思います。行政の対応はどうなるのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 火災発生時には、町は東近江消防本部の無線を傍受し、または消防情報メールの受信や消防署からの電話で火災を覚知します。愛荘町内での建物等火災を覚知した際は、即座に庁舎内に火災発生を放送するとともに、消防団や発生地の自警団に電子メール等で出動要請を行い、併せて地元自治会長にも連絡します。このほか、消防主任と担当課長が火災現場で、東近江消防本部が設置する現場指揮本部に参加し、本部の指揮のもとで建物管理者の搜索や連絡、避難誘導等をサポートいたします。また、大規模火災や過密地域での火災、爆発のおそれがある等の場合は、町に災害対策本部を設置して災害応急対応を行います。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。消防本部指示の下、建物連絡避難をサポートします。また、災害時にはというところ辺、今もう 1 つ、災害火災が起きたときに、今、自警団というところ辺はどういう体制を取るのかなというところ辺、また無線で入って愛荘町消防団のほうに出動が入り初期消火対応していくというところ辺、町の職員としては本部に設置して緊急対応を行いますというふうに話を聞きました。その中で、消防団と消防本部の中、また町職員の中の体制、またその自警団との体制は、もう少し具体的にお話しできればありがたいと思います。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 火災現場での指揮本部の体制ということでの御質問だと認識いたしましてお答えいたします。消防署、消防本部、こちらにつきましては指揮本部を統括しますので、その中で指揮を与えます。その対応としまして、警察、地元自治会、そして町消防団、そうしたところがその内容に従って行動します。自警団につきましては、消防団のほうから自警団のほうにも自治会としての連絡が入りまして、自警団員も駆けつけますが、自警団の班長、団長が、消防団団員でございまして、消防団とともに行動するということになります。また、自警団員がもし駆けつけた場合においては、消防団の後方支援というところで働きがあらうと思いますので、その指揮下に入ると思います。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） ありがとうございます。次の質問に行きます。地域自治会に

は自警団、防災会が設置されていると思いますが、現状はどうかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 町内の自警団は、現在40班あります。また、町内の自主防災組織は現在37組織ございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 40班の自警団と37の組織ということ、今、その中で、地域にどういうふうになっているのかということら辺が私は聞きたいんです。40班が、自治会五十幾つある中でないところもあると、またその中で防災会、防災組織があるのが37と。今、なかなか自警団が成り手がないということら辺を、昼間は勤めていてということら辺を、防災会という自主防災組織が補っているというふうに私は感じているんですけど、その中で自警団の成り手不足、また自治会組織の防災会の在り方、自助、共助の中での自治会の考え方は一番大事なんですけど、自警団、自主防災会を時代に合った形に置き換えるという導きは行政のほうとしてはあるのかなのか、今、時代に合ったというのは、昔は消防署もなかった、自分のところは自分で自警団として火を消さなあかんなんだというのが、119番を鳴らしたら必ず消防車が駆けてくるということら辺、そこら辺を自警団という形の中を時代に合った形に導くというような形、これは自治会の考え方として一番大事なことら辺であって、そこがしっかりしてれば一番大事に考えなあかんところですけど、もっと時代に合った形に変えるというような考えはないかなということら辺をお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 自主防災組織と自警団の在り方といいますかにつきましては、昨日の久保田議員の御質問にも一部御答弁させていただいたところでございますけれども、やはり自治会におけるその自警団、また自主防災組織の運用につきましては、地域によって様々な状況であるということの実情を聞いております。その部分につきまして、町がその画一的な運用を推進することにつきましては、やはりその自治会負担の増にもつながる部分もございます。また、その共助の取組という部分を阻害するというところにもつながるおそれもあるということが考えられます。そういった中

で、町としては自警団としての自主防災組織の枠組みというものについては、その地域に応じた形で運用というものを進めるということ、また町消防団との連携ができるという必要な部分に関してはその仕組みを維持するということで、方向としては、やはりその地域の実情に応じた組織の在り方というものを考えていかなければならない、そこに対して町はどのように支援をしていくかというところが、町としての課題といえますか、町として検討していくべきことであるというふうに認識しております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。次の質問に行きます。東近江消防署、愛荘町消防団、また地域の自警団の役割体制は、どのような分担行動で各組織の連携となっているのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 火災発生時は、町から消防団に出動要請をし、分団長の指示により消防団員が現場に参集します。火災現場では、現場指揮本部の署員から直接指示により連絡して、消火、救助、交通整理等の現場活動を行います。さらに、火災発生地域の自警団に連絡した場合は、消防署や消防団とともに現場活動を行います。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） さらに火災発生したら自警団に連絡し消防署や消防団とともに活動いたしますと、さらにということは、後から後方支援という形、我々のときと違って、必ず火事が起きたら走っていかなくてもいい、連絡があってから現場に活動するというような考え方、地域でいいのかなというふうに今聞き取ったんですけど、その辺のところはどうですか。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 連絡の順序という部分があると思うんですけども、ただあくまでもやはり地域の防災という観点からしますと、やはりその地域で、例えば消火栓であったりとか小型ポンプ等も配備しておるということもございます。もちろんその自警団員のみがその操作ができるということでなしに、地域の方、皆さんがその消火栓を使って初期消火を行うということはもちろん重要なことでございます。そういった中で、地域の自主的な消火活動に加えて、消防署の消防車が到来してその消火

活動を行うというところ、こういったところにつきましては、やはり火災の発生の覚知の段階にもよると思います。そういったところで、あくまでも自治会が最後というようなことではないということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） ありがとうございます。時間の関係上、次に行きます。4 番、災害避難行動要支援者名簿情報、町では今、1 2 月議会において、愛荘町避難行動要支援者名簿の情報提供に関する条例が上程されています。これらは、先行して防災の在り方を示した町からの防災の考え方として区長会において示された事柄で、5 年、6 年と避難行動支援された内容で、地域において避難訓練が行われました。誰一人も取り残さないため、高齢者避難支援防災訓練の在り方を検証する、災害時に区民全員が無事に避難所に移動できるための訓練をする、全区民世帯の安否情報をスマートフォンを利用してグループホームにて収集するという目標を立てられ、自治会において民生児童委員さんを中心に見守りサポート会議や自治会における評議員会活動において打合せをされ、協議された情報を共有された行動です。これこそ自主防災組織の在り方だと思います。避難行動要支援者名簿情報の収集作業も、民生児童委員、地域の自治会等の協力なくしては作業は大変だと思います。名簿情報の収集はどのようにされるのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本基治郎君） お答えします。

今回、上程させていただいております愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例は、災害対策基本法の第49条の10により、市町村で作成が義務づけられている名簿を平常時から自治会に情報提供をすることで、避難支援等に役立てることを目的としております。名簿には、独り暮らしの高齢者や障害がある方などの避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他連絡先、必要な避難支援情報等を掲載します。これらの情報は、福祉課が毎年年度はじめに役場内の関係課から収集して取りまとめております。

○議長（森野 隆君） 2 番、小菅久宣君。

○2 番（小菅久宣君） 2 番、小菅です。この今、独り暮らしや障害者の方という形も答弁の中に名簿として記載するというふうにありましたけど、70 歳以上とか、年齢的とか独り暮らしとか、昼間に1 人になる方とかいうようなところ辺をどのような

形で把握されるかという、ただ独り暮らしというくくりではなく、1人に昼間になるという方々の名簿の作成はあるのかなのかというところ辺、絶えず家族の中でいてられるということでもないかなと思いますので、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。独り暮らし高齢者、また高齢者のみの世帯につきましては、75歳以上の方を対象にさせていただいております。このデータにつきましては、庁舎内の住民課から住民票等をデータを基にして算出する方式で対象者を選んでいきます。日頃、実際のところお一人かどうか、また昼間、高齢者のみかどうかにつきましては、独り暮らしや高齢者のみの世帯の情報を提供させていただいた自治会のほうで、日頃の内容については御確認いただくようにアナウンスをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。しっかりとした情報の収集の中でよろしく願いいたします。

次に行きます。次なるとき起こるか分からない災害初期対応、日頃の訓練が大切かと思います。また、名簿に日頃の更新されないといけないと思います。名簿の情報更新はどの部署でどの情報収集にて管理されるかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本甚治郎君） お答えします。

名簿情報の更新は福祉課で行います。先ほど答弁いたしましたとおり、毎年年度初めに福祉課が役場内において避難行動要支援者の情報集約を行い、5月から7月にかけて支援者名簿の整理を行います。そして、秋頃には自治会等に避難行動要支援者名簿情報を提供するといったスケジュールで実施していく計画です。重要な個人情報の取扱いに関わることで、条例の中で名簿情報に係る管理状況の報告や防衛、防止のための措置、利用及び提供の制限、守秘義務について定めておりまして、自治会等においてしっかりとした管理のもとで活用していただくよう、適切な指導に努めてまいります。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、この条例という中で、福祉課のほうで

明記するということもありましたが、もう1つのところで、ありがとうございます。次の質問の中でもあるんですけど、名簿情報の更新等の管理される内容は、どのような部署で、愛荘町避難行動要支援者名簿情報に関する条例を明記したほうがいいかなというふうにお尋ねしたいと思うんですけど、名簿情報に明記するかしないかというお尋ねをしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本甚治郎君） 名簿情報の更新、管理等の業務を担当するのは福祉課になります。愛荘町行政組織規則第3条の分掌事務の福祉課地域共生係の事務というところに、災害救助に関することと定めておりますことから、既に福祉課が担当部署として位置づけられているものと認識しておりますので、今回の条例で改めて規定する必要はないものと考えております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 小菅です。これ、誰が見ても条例の中で分かるように明記したほうが私はいいのかなと思います。その中で、どこかで今、福祉課の共生係の事務に係る災害時救助に関するとあるところ辺に定めてあるからいいというんじゃないくて、やっぱりその中で条例の中に誰が見ても分かるというようなところ辺で示したほうがいいかなと思います。

もう1つ、先ほどから愛荘町地域防災計画というのがずっと計画の中で進められているというふうに答弁のほうがあるんですけど、これは平成30年に作成されたもので、今年の6年の1月に改定されているというふうに書かれておりました。どこら辺が改定されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 地域防災計画は災害対策の基本となる計画でございます。毎年防災会議を開きまして、その中で改定箇所を御説明して審議いただいております。今回、令和6年1月の改定につきましては、一部の避難指示の部分、避難指示体制の変更という点が一番大きな内容でございましたが、諸所、法的な改正に基づいても改正箇所がございます。複数の改正を同時にするものではございませんが、毎年のように会議の中でその場所の説明をして更新しておるものでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 小菅議員にお伝え申し上げます。今の質問は事前通告がござ

いませんでしたので、本来なら受け付けることはできませんでした。失礼しました。

どうぞ、2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。今、ここに条例が出ているというのは、内容の中に、計画の中にのっとってるから出てるんじゃないのかなというふうには、私は感じて、この改正は、今、2年前にされたのか、この条例の中には一緒に避難していこうねと、助け合いながら名簿作らなあかん、条例に避難行動せなあかんということを書いているので、その辺が今、上がってきたのかなという思いの中で聞かせていただきました。

時間がないので、農業対策については私は割愛させてもらいまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。しっかりとした名簿情報を情報の中で入れていただき、各自治会、また各担当のほうでお示し願いたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） これで一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩します。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第66号の上程、説明、質疑

○議長（森野 隆君） 日程第2 議案第66号 愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案書1ページをお開きください。議案第66号 愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例、上記の条例を提出いたします。

それでは、説明資料の1ページをお願いいたします。説明資料のほうで御説明させていただきます。

制定の理由でございます。近年、激甚化、多様化、大規模化している災害に対して、

災害対策基本法が平成25年に一部改正され、避難行動要支援者名簿の規定が創設され、さらなる災害予防、防災について強化が図られました。そのため、町では庁内関係課から各種情報提供を受け、災害要支援者名簿の作成、管理、更新を行い、災害対策時には防災資料として提出しています。今回、平常時から避難行動要支援者名簿の情報提供を行うことで、災害時の円滑かつ迅速な避難等の実施を支援し、災害行動要支援者の生命または身体を災害から保護することを目的として本条例を制定するものでございます。

条例を制定する要旨でございますが、第1条の目的から第8条の委任まで8条立てを構成しております。

施行期日は令和7年4月1日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。第3条のほうなんですけれども、第3条の1項では、これは備えとなっていて準備段階かと思えますけれども、そのときに名簿情報を避難行動要支援者の同意を得ることを要しないで関係者にできるんだけれども、2項のほうではその要支援者が拒否を申し出たときは提供することができないとなっています。そして3項のほうでは、これは実際に災害が発生したときだと思えますけれども、これは同意を得ることなく名簿情報を関係者に提供することができるってなってますけれども、結局これは1項につながって、第3条1項に関連して2項がある、ですから、災害が起こる前は要支援者が提供の拒否を申し出たときは関係者には提供できないんだけれども、実際に災害が起こったときはそれは要支援者の拒否とか関係なく情報提供できるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。今、議員が申されたとおりの解釈になります。ただし、第3項のほうなんです、避難支援等の実施に必要な限度でということと設けておりますので、あくまでも災害が発生した場合でも避難支援の場合にのっとって使っていただくという名簿というような解釈になります。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） ありがとうございました。分かりました。それでまたいろいろ質問もされてたんで、いろいろ詳しくお聞きしたんですけれども、それで避難行動要支援者の名簿は行政のほうで作られるものであり、それを自治会などに提供するというようなお話だったんですけれども、その避難行動要支援者の名簿に登載された方々、御本人にはそのことの、自分が要支援者になっているというようなことは伝えられるのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。個別に発送をさせていただいて御確認いただくか、要支援者という方がどういう方かという一般論を広報させていただいて、御自分の判断で、私は載っているのかなというのを考えていただくかという2者になると思うんですが、今のところ災害時にやはり命を助けたいというのを一番に思っているところがありまして、スピード感を持って対応しようというような側面から考えますと、どのような方が避難行動要支援者になるかというような条件を詳しく説明したものを回覧させていただいたり、チラシを発行させていただくことで周知する方法を考えているところではございます。ただし、自分がそういった要支援者に入っているかというお問合せは多分来ると思いますので、その辺りは御本人であるかどうかを確認しながら、丁寧に説明させていただく手法を今のところ検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） ちょっと関係ないんですけど、読み上げたりすんのは政策監が読み上げなあかんのか、かわいそうやで、声が。課長とかでええねやったら別に、ただそう思うただけで、絶対答えなあかんもんは政策監になるんやろうけど。

○議長（森野 隆君） お気遣いありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第66号 愛荘町避難行動

要支援者名簿情報の提供に関する条例を教育民生常任委員会に付託したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑

○議長（森野 隆君） 日程第3 議案第67号 愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。議案第67号 愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出するものでございます。

愛荘町職員定数条例の一部を次のように改正する。第2条第2号中「144人」を「163人」に改め、同条第7号中「50人」を「55人」に改め、同条第8号中「196人」を「220人」に改めるものでございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。まず、条例の一部を改正する理由でございますけれども、地方公務員法の一部改正に伴いまして、令和5年度から段階的に定年退職の年齢が引き上げられることから、この間、定年によって退職する職員が2年間隔、2年間を経て生じますけれども、退職者を補充するための新規採用を行うだけでは、年齢構成の偏りや事務の継続性の確保に影響が生じることが懸念されております。また、職員定数の見直しを行ったのが平成28年であり、それ以降、国スポ・障スポをはじめ、各課で増加する業務量に対して職員不足が続いており、5つの課において政策監が課長を兼務している状況となっております。

これらのことから、毎年度継続した新規採用を行うために、愛荘町職員定数条例を改正するものでございます。

要旨でございますので、定数の見直し、24名の増加とさせていただきます。

下段の内訳でございますけれども、増の部分でございますけれども、町長部局に対

しましては144人から163人、19名の増、教育委員会部局が50人から55人、5名の増、合計といたしまして196人を220人の24名の増とするものでございまして、施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 恐らく委員会付託になると思われますので、その中で申し上げてもいいわけですが、あえてこの議場の中で申し上げます。

合併の本来の目的は経費削減であったと思いますし、その経費の多くは人件費に関わると思います。私はもとより、職員が過重な労働といいますか職務を強いられることには納得がいきませんし、適切な働き方改革は必要であると思います。過日の一般質問にもありましたように、秦荘支所の利用者は月に対して二十数名、1日1名前後の来訪者というように聞きました。それに対して職員が7名も配属をされております。こういう観点をまず見直してからこそ、それらについての検討もしていくべきであると思いますが、これについてはどのように思われますか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。今の支所の件でございすけれども、確かにそういったところもございす。現在、次年度における各所属からの執行体制のヒアリングのほうをさせていただいておりまして、今後において人事異動に係る作業に入ってしまうということになります。そういった中で、いろいろと職員の採用計画を今後立てるんですけれども、採用できるできひんというところが今後、執行体制に大きく影響があるというふうになってきますので、もう執行体制全体、総合的に判断させていただいて、もちろん優先順位は今後つけていくということになると思うんですけれども、秦荘支所の現状については十分に今ヒアリングのほうをさせていただいて現状を把握しておりますので、支所の職員の配置については、今ほど言わせてもらったように総合的に判断をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑ございせんか。

上田議員。

○7番（上田太治君） 最初のうちはまだ産業建設課が秦荘のほうにあるという思い

から来られる方も多かったと思うんですけども、愛荘町は日野町と比べて土地の面積は3分の1でございます。本当に秦荘支所が必要なのかどうかという検討も含めてお願いをしたいと思いますが、その辺の余地はあるのかないか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今、答弁に入らせていただく前に、この質問の前に、上田議員から、秦荘支所の御利用の方が1日お一人ぐらいになるよなということをお問いを頂いたんですけども、昨日、支所長の答弁もさせていただいておりますとおり、1日20人様ぐらいということでの答弁を昨日申し上げておりますので、稼働が二十数日であると、400人、500人ぐらいの方が現在においてもお越しをいただいているというところでございますので。

また、支所を廃止するということも検討してはどうかということの御質問だったと存じますけれども、やはり合併をされたそれぞれの市町におきましても、その状況状況に合わせながら、今般初めて本庁舎と支所という体制が愛荘町19年目にしてやっとなりましたものでございますので、やはりそれぞれの旧町含め、町内の皆さんに御安心を頂くことが大変肝要だというふうに思っておりますので、この本庁舎、支所の体制ということをしっかり守っていくという時間を愛荘町としては経過をしていくということがあるであろうというふうに考えておるものでございますが、ただ不断の見直しということは行政に向けては大変必要であるということはおっしゃるとおりであるというふうに存じております。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第67号 愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例を総務産業建設常任委員会に付託することに決定しまし

た。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第4 議案第68号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） それでは、議案書4ページをお願いします。4ページでございます。議案第68号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、上記の議案を提出するものでございます。

愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、所在地及び施設。名称、愛知川駅コミュニティハウス、所在地、愛荘町市895番地3。名称、愛知川駅駐車場、所在地、愛荘町市871番地2。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名。1、所在地、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子825番地、2、名称、一般社団法人愛荘町観光協会、3、代表者、代表理事山田康義。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第68号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第5 議案第69号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 議案書の5ページをお開きください。議案第69号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールの指定管理者の指定につき議決を求めることについて、上記の議案を提出いたします。

愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、所在地及び施設。名称、愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプール、所在地、愛荘町蚊野2978番地1。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名。1、所在地、兵庫県神戸市中央区京町79番地日本ビルディング704、2、名称、linkworks・菱サ・ビルウェア共同事業体、3、代表者、株式会社linkworks、代表取締役廣瀬琢也。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第69号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘けんこうプールの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第6 議案第70号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 議案書の6ページをお開きください。議案第70号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者の指定につき議決を求めることについて上記の議案を提出いたします。

愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつらつドームの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、所在地及び施設。名称、愛荘町立福祉センター愛の郷、所在地、愛荘町市731番地。名称、愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター、所在地、愛荘町安孫子1216番地1。名称、愛荘町立福祉センターラポール秦

荘はつつドーム、所在地、愛荘町安孫子 1 2 1 6 番地 1。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名。1、所在地、滋賀県愛知郡愛荘町市 7 3 1 番地、2、名称、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会、3、代表者、会長、北村太一郎。

3、指定の期間、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まででございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第 7 0 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第 7 0 号 愛荘町立福祉センター愛の郷および愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに愛荘町立福祉センターラポール秦荘はつつドームの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第 7 議案第 7 1 号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） それでは、議案書の 7 ページをお開きください。議案第 7 1 号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、上記の議案を提

出いたします。

愛荘町学童保育所の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、所在地及び施設。名称、愛知川小学校区学童保育所、所在地、愛荘町沓掛480番地。名称、愛知川東小学校区学童保育所、所在地、愛荘町豊満573番地。名称、秦荘東小学校区学童保育所、所在地、愛荘町東出25番地。名称、秦荘西小学校区学童保育所、所在地、愛荘町島川1162番地。名称、愛荘町小学校区学童保育所、所在地、愛荘町愛知川1749番地1。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名。1、所在地、東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3、2、名称、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、3、代表者、代表取締役、山田智治。

3、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第71号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第8 議案第72号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘

の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） それでは、お手元の議案書８ページをお願いいたします。議案第７２号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、上記の議案を提出するものでございます。

愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議決をお願いするものでございます。

１、公の施設の名称、所在地及び施設。名称、愛荘町立ハーティーセンター秦荘、所在地、愛荘町安孫子８２２番地。

２、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名。１、所在地、滋賀県愛知郡愛荘町安孫子８２２番地、２、名称、一般社団法人愛荘町文化協会、３、代表者、会長、寺本了恵。

３、指定の期間、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間でございます。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第７２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第７２号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案の

とおり可決されました。

○議長（森野 隆君） ここで暫時休憩いたします。再開を1時といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第9 議案第73号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第73号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,264万1,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,27万3,000円とさせていただくものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、まず歳入の部からでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正予算額が7,955万2,000円の追加、2項国庫補助金1,116万7,000円の追加。

その下、15款県支出金1項県負担金3,229万2,000円の追加、2項県補助金130万5,000円の追加、3項委託金1,000円の追加。

その下、18款繰入金2項基金繰入金1億1,305万1,000円の追加。

20款諸収入5項雑入157万3,000円の追加。

21款町債1項町債2億8,370万円の追加。

歳入合計といたしまして、5億2,264万1,000円の追加となっております。

続いて3ページの歳出でございます。

1款議会費1項議会費、補正予算額が18万7,000円の追加。

2款総務費1項総務管理費1,742万3,000円の追加、2項徴税費24万4,000円の追加、3項戸籍住民基本台帳費248万4,000円の追加、5項統計調査費1,000円の追加。

3款民生費1項社会福祉費8,296万円の追加、2項児童福祉費6,642万円の追加。

4款衛生費でございます。1項保健衛生費91万2,000円の追加。

6款農林水産業費で1項農業費3億1,564万3,000円の追加。

8款土木費1項土木管理費20万円の追加、2項道路橋梁費0となっておりますけれども、これは財源補正によるものでございます。4項都市計画費234万1,000円の追加、5項住宅費107万9,000円の追加。

9款消防費1項消防費14万1,000円の追加。

次ページをお願いいたします。

10款教育費1項教育総務費といたしまして、648万7,000円の追加、2項小学校費で15万4,000円の追加、3項中学校費973万5,000円の追加、5項社会教育費61万7,000円の追加、6項保健体育費1,561万3,000の追加ということで、歳入歳出ともですけれども、補正前予算額が116億8,563万2,000円に対しまして、補正予算額が5億2,264万1,000円の追加、補正後の予算額といたしまして、122億827万3,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為の補正ということで、まず1、追加でございます。この5ページにつきましては、令和7年度4月から業務を始めるに当たりまして債務負担行為をすることによりまして、6年度より事務手続をできるようにするものでございます。

まず上段からでございます。自家用電気工作物保安管理委託業務といたしまして、

期間が令和6年度から7年度、以下全てこのページ同じですのでよろしくお願い致します。限度額が678万5,000円。その下、庁用バス車両運行管理委託業務で、限度額が1億80万円。その下、結核健診事業で、限度額が346万5,000円。健康増進事業で限度額が1,435万9,000円。その下、個別学習ドリルライセンス購入業務で684万3,000円。スクールバス車両運行管理委託業務で401万5,000円。幼稚園送迎バスリース業務で475万2,000円。一番最後、幼稚園小学校健診事業といたしまして539万9,000円の限度額で補正をさせていただくものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。こちらも追加となっておりまして、上段からでございます。事業名が県単独道路改良地元負担事業で、期間が令和6年度から令和7年度まで、限度額が1,378万2,000円となっております。これは目加田南の交差点のラウンドアバウト化によります負担金でございます。その下でございます。愛知川図書館長寿命化改修事業で、期間が令和8年度までとなっております。限度額が4億636万2,000円となっております。これは愛知川図書館の空調、外壁、屋上等の更新ということになってございます。その下、図書館LED照明改修工事で、期間が令和7年度まで、1億5,212万6,000円となっております。これは両図書館のLED照明化となっております。

次から以下5つにつきましては、先ほど指定管理者の指定について上程させていただきました御議決いただきました件の債務負担行為の部分でございます。まず、愛知川駅コミュニティ施設指定管理料で、期間が令和11年度までということで、4,080万の限度額。続いて、福祉センター愛の郷および福祉センターラポール秦荘いきいきセンターならびに福祉センターラポール秦荘はつらつドーム指定管理料で、指定期間が令和8年度までとなっております。1億9,828万2,000円の限度額となっております。その下、福祉センターラポール秦荘けんこうプール指定管理料で、期間が令和11年度まで、限度額が9,392万3,000円の補正とさせていただきます。その下、学童保育所指定管理料、期間が令和11年度までで、1億6,440万。次、ハーティーセンター秦荘指定管理料ということで、期間が令和11年度までということで、1億5,108万5,000円。次に、秦荘中学校保護者連絡システム導入事業ということで、令和11年度まで141万7,000円となっております。これは6つの小中学校の、主にですけれども、学校児童連絡手段というところのシステ

ム導入となってございます。続いて、園務デジタル推進事業（保育園）、11年度までで508万4,000円、その下の校務デジタル推進事業（幼稚園）ということで、これも11年度までで811万4,000円となってございまして、保育園に関する情報を一元的に管理するシステムの機器の導入となっております。

続いて7ページのほうをお願いいたします。第3表の地方債の補正となっております。まして、変更の部分でございまして、

まず記載の目的、上段からで、公共事業等債で、補正後の額が3億1,430万円となっております。増となっております。次にその下、一般事業債ということで、補正後の額が2億7,420万、これも増となっております。地方道路等の整備事業債で5億1,170万となっております。これは減となっております。合計いたしまして、補正前の金額が9億5,923万2,000円に対しまして、補正後が12億4,293万2,000円となっております。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

あと、19ページにつきましては給与費明細書となっておりますので、御確認をよろしくお願いいたしますと思います。

以上、御説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 予算書の17ページの土木費、顧問弁護士委託料107万9,000円、この概要書に書いてるのが建設工事紛争審査会と、それは絶対に弁護士が要るものなんですか。弁護士を別に絶対つけないあかんというものか、これだけ確認しておきます。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 県の紛争審査会の調停に係ります弁護士費用の委託の件なんですけれども、必ずしも弁護士をとということではございませんが、あつせん、調停、仲裁と3種類ございまして、あつせんよりも法律的、技術的な争点が高い場合に調停ということになりまして、相手方さんのほうから調停という形で申請をされましたので、法律的な専門知識を持っている弁護士のほうに委託をさせていただくものでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4 番（澤田源宏君） この前、副町長の説明があつて、町側にはあんまり悪いところはないと、別にこっちが正しかったらこの弁護士なんか要らんとそのまま言うてもちゃんとしはるとこやで、こんな弁護士入れんでもこっちでちゃんと説明したらいいだけのことと違うんかな。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 先ほども御答弁申し上げましたけれども、専門的、技術的な知識が必要となってくるというところもございまして、弁護士の先生のほうにお願いをするということでございます。

○議長（森野 隆君） 7 番、上田太治君。

○7 番（上田太治君） 私も同じくこの概要書 9 ページにあります小集落地区改良事業の弁護士委託料についてお尋ねをいたします。先般の全員協議会で副町長より説明を受けた後に、陳情書が議長宛に出ております。その内容と副町長から受けた説明があまりにも違うので驚いているところではありますが、3 回の質問ということですので、幾つかの点について質問をさせていただきます。

副町長が自ら業者と当たってこのような結論といいますかを得られたのか。

また、聞くところによると、この工事については過去に 1 度入札があつて、設計の瑕疵があつて契約解除をされたという経過があるという具合に聞いておりますが、その経過についてもお知らせを頂きたいと思います。

また、聞くところによりますと、町長はかなり早い段階で当事者といいますか、落札業者と話をされ、その中で、契約の解除をしたいので早く損害賠償をしてほしい、損害賠償金は支払うという具合におっしゃったという具合に聞いてるんですけども、それは間違いがないのか。

また、この契約解除については人権政策課の問題ではなく入札に関わる問題であるので、担当は本来、課長よりも政策監なり副町長が業者と対応するのが当然であるという具合に思うんですが、これらの対応はどのようなものであったのか。一般常識的に商行為なんかでも考えによると、任意の解除権というのは発注者であってもどんなときでもどんな理由でも発注の解除ができるというのは考えにくいわけですけども、副町長の説明によると、任意解除権は発注者の一方的な意思表示により自由にいつでも契約を解除することができるものであるという具合に書いてるんですけども、その契約の解除権というのは本当に公共団体として町として行使すべきものであったのか。

同じ町内業者、しかも指名業者と裁判沙汰といいますか、こういうような形でしなくてはならなくなったというその経緯は、本当に相手方が一方的に話合いに応じられなかったのか、そのことについてもお尋ねをします。

先ほども、弁護士は立てても立てなくてもいいという具合におっしゃっておられました。当然に町側に後ろめたいところがなく全く正当であれば、第三者である建設工事紛争審議会については正しい判断をしてくれるものですので、こちら側が弁護士を立ててしなくても、政策監なり副町長なりが正当な申立てをされれば認められるものであるということであれば、この弁護士費用については町税の無駄遣いである、町税を使わなくても当然のことをしているので勝つはずであるので、もし弁護士費用をかけてでも勝ったとしても、当然に損害賠償金は権利として請求をされるわけですが、その金額はどの程度を想定されておられるのか。

もしそれに町が合意をする金額以上のものであれば、またそこで弁護士を立てて紛争をしなければならない。僅か380万円程度の工事に弁護士を何遍も何遍も立てて損害賠償金を払うて初めて新たな入札ができるわけですが、それらについてはどのように思われているのか。

町の工事の中には、今までも多くの工事の中で契約変更、追加予算等についての契約変更議決が度々提案をされ議決され執行されているわけですが、契約解除、このような形で相手方が十分納得していないのに契約解除をしてこういう紛争になった過去の事例はあるのか。

慎重に対応する必要があるため弁護士費用を百何万円使って、108万9,000円ですか、使ってやっていますけども、全くこちらに瑕疵がないのであればそのとおりのことを言えばいいわけであって、民事の場合でも弁護士は立てなくても本人で十分行けますので、それと先ほども申しましたように、これは入札についての問題だから、人権政策課だけの問題でないのに、本来、その課で判断できる問題でないのに、そこが対応したというその辺の理由とか経緯についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 幾つか質問が出ておりました。私の記憶している限りでは8項目ぐらい質問が出ていると思うんですけども。

副町長。

○副町長（杉本基治郎君） まず順番にお答えします。1つは、副町長がまず1回でもこの事案に当たったのかとお尋ねがありました。これにつきましては、私自身は6

月5日にこの契約解除に関しての説明ということで、先方の事業者、業者さんのところへ行かせてもらって、その旨をお伝えするということをさせていただきました。

それから、何回か、担当課がそこで良かったのかということで1回でお答えさせていただきますが、人権政策課で良かったのか、入札についての問題であるからそこが担当で良かったのかというお尋ねにつきましては、もともとの事業が山川原の小集落の環境改善事業ということで、事業担当が人権政策課ということで、その仕事であるということで、そこが中心になって担当するという理解で人権政策課長に対応をしていただいております。もちろん、入札に関すること、工事に関すること、専門的なこと等が必要になりますので、そのことにつきましてはそれぞれの担当課に人権政策課が中心になって教えを乞うというか、どういうふうにするものなのかということ学びながら対応するというようなことで当たっております。もちろん、その後につきましては、人権政策課が担当しているのは企画政策監、その上に私がおりますので、もちろん副町長にもその辺の経緯は逐一報告を受けて相談等、対応等にどう当たっていくかということを相談しながら対応してきております。

それから、この工事そのもの、公共工事としてこの合意解除ということをすべきであったかどうかということにつきましては、全員協議会等でも御説明させていただいておりましたとおり、本来、今回実は3回目の入札になっておるんですけれども、その3回目の入札をする前に現場において前もって除去しておかなければいけない燃え殻等があったということで、それについては役場のほうできちとした上で工事を発注しなければならなかった。そこがちょっと役場の中で手違いという申し訳ないんですけれども、がありまして、それができていなかったということで、そのまま工事を発注してしまったことによって、3回目の工事の発注の設計内容にその灰の処分というところをしてもらうような内容が盛り込めていなかったということで、これは一旦工事をやめて、もう1回その灰の部分をどうするかということ、工事の中に含めるのであればそれをもう一度設計し直す、そうでないのであれば役場のほうで燃え殻等の処理等をちゃんとやってから、3回目の発注した内容でもう一度発注し直すという必要があるというふうに役場のほうで判断をしました。その結果、今回の契約解除というところを適用するというふうにさせてもらったところです。

それで、今回、適用しました契約解除のことにつきましては過去に事例があるのかという問いもありましたが、私の聞くところでは愛荘町においては無いというふうに

理解しております。

損害賠償の金額につきましては、具体的にどれぐらいの準備を進められていたかというところまではお聞きできておりませんので、具体的な把握はできておりませんが、当然ながら当初の工事発注金額を上回るというようなことは無いということと、あと今回これに関しての損害賠償につきましては、事前に準備をされたというようなところの正当性のあるところについては当然、賠償すべき事柄であるんですけれども、これに関して精神的に被害を被ったとか、法人さんですので法人さんとしての評判が落ちたというようなところ辺りの慰謝料的なところについては見る必要はないというような規定になってございます。

○議長（森野 隆君） 弁護士費用は無駄でなかったかということは。

○副町長（杉本甚治郎君） 弁護士費用に関しましては、先ほど人権政策課長からも答弁させていただきましたとおり、この県の建設工事紛争審査会につきましては、あつせん、調停、仲裁を行う権限を有しているような審査会でございますので、先ほどもありましたように、法的なスキルといいますか、技術的なところがやはり必要になってきます。書類的にも法的な順序を追って書き上げていくような書類等の作成等も必要になってきますんで、その辺は職員ではなかなか難しいということもありまして、弁護士に委託したいということにさせていただきたいというものでございます。

○議長（森野 隆君） もう1点、町長は当初から損害賠償を払うからというようなことを言っていたということですが、その点はどうでしょうか。

○副町長（杉本甚治郎君） 町長が損害賠償を払うというよりも、もちろんその制度といいますか、規定上、この契約解除をした場合には損害賠償についての請求があった場合は支払わなければならないというふうに契約書の中でもうたっておりますので、そこは町長の御判断がなくても請求があれば支払いをしていかなければならないものだというふうに認識しております。

○議長（森野 隆君） 7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 再度お尋ねいたします。私はこれを紛争に持っていかない、通常ですと、追加予算といいますか、契約したらそこに追加を乗せてそのまま契約しますよね。今まで、これの何十倍の金額であっても増額契約をしていた事例があるわけですが。それなのに、なぜこのことについてのみ頭から契約解除ということになったのか。調査費用を6月で見ました。その調査費用の金額はどんだけあったのか分から

んけども、それもお聞きしたいんですけども、その金額を上乗せして当初のように契約をすれば、弁護士費用もこの紛争もないのでないのかな、そういう努力はされたのか。言ってますように、課長だけでなしに政策監や副町長、副町長は契約解除をしますというお伝えに行かれただけですわね。何とか和解の話し合いをしましょうという話し合いはあったのですか、なかったのですか。単にもう契約解除しますというだけであったのか、町内の指名業者のことですので、和解をする道は探られたのかどうか、そのことについてをお尋ねいたします。

それと、今般の弁護士を雇うんやとおっしゃっておられますけども、町行政に携わっておられる方ですので、民間人よりもやはりそういう書式やとか知識は豊かであると思います。私自身も仕事柄、そういう調停や裁判の場に出ることはたくさんあるんですけども、絶対的な自信があれば、何も弁護士なんか頼まなくてもきちっと第三者は判断をしてくれます。やはり後ろめたいという御幣があるかもわかりませんが、勝つか負けるかも分からないときにこそ弁護士を雇って武装をしていかないかん、何も武装しなくても当然なことを言っているのであれば、当然なことをこの紛争審査会に申し出れば当然なところに落ち着くはずですので、それにわざわざ高額な弁護士費用、これも貴重な町税であります。先ほど、損害賠償金は当初の契約金は上回らないだろうとおっしゃいました。当然でありますよね。それは当初の契約金より上回って弁護士費用も支払って、それで新たに再入札してたら、もう倍以上になっちゃいますわね。もっといい方法がなかったのか、そういう模索をされたのかどうか。そういう模索をせずに、頭からもう契約解除やとなっていたのではないのかな。その話し合いの経過についても私は再三申してますように、それは担当課長だけでは荷が重いと思います。課長1人に押し付けてという御幣があるか分かりませんが、やはり業者と接触するのは更に上の政策監や副町長や、町長は自ら出会いに行って、損害賠償してくださいよ、払いますがなと、貴重な血税ですので、ポケットマネーではありませんので、損害賠償金といえども、この弁護士費用といえども、そういうようにおっしゃっておられるみたいですけども、やはりもっとこの和解をする道が十分探られたのかどうか。

それと、何回も申してますように、この弁護士費用は本当に必要なのか、なくてもいいものに、なくてもできるとおっしゃってるわけですし、なくてもいいのにつけんならん、その辺の理由はと聞くと、それだけの能力がないからというか、専門的な知

識がないからおっしゃっておられますけども、それは私は行政マンとして少し恥ずかしいという御幣があるかもしれませんが、当然にそのような場合は対応できしめるべき職員たちであると思っておりますけども、その辺についてのお答えをお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本甚治郎君） まず、なぜ変更契約ということで対応しなかったということをお尋ねいただきましたが、その件につきましては従前から御説明させていただいておるんですけれども、一般的な変更契約ですと、例えば土木工事のときに現場で設計書どおりに工事を始めていったら土の中から何かが出てきたというものについては、あらかじめ予測できないものだったということで、それが設計書に最初から何で盛り込んでなかったんやということがある。そういうときには状況が変わったということで、工事を始めたら状況が変わったということでの変更契約というのが一般的にされるものでございます。

今回につきましては、あらかじめ、元から現場はこういうものだということを我々も分かっていたにもかかわらず、その部分の対応ができないまま工事の発注をしてしまったというところが、変更契約で対応すべきではないというふうな考えに至った点でございます。

それから、調査費用幾らというのは、6月議会でお認めいただいたのは118万3,000円を……。調査の結果はまだ発注できておりません。

それから、解除ではなくて和解の道を探ったかということでございましたが、事の起こりが、先ほどから申しておりますように、現場はもともと町のほうで責任を持って工事ができるような状態にしておくことができていなかったことが分かってから、どういうふうに対応ができるかということを、もちろん担当課長だけに任せているのではなくて、政策監、それから副町長まで協議をさせてもらった上で、一旦、契約を解除させてもらえないかという結論に至ったということでございまして、何とかこの辺で工事をやってもらえないかというようなことを相手さんに持ち込むような内容ではないという判断でしたので、解除に至っております。

議員のおっしゃるのがちょっと違ったら申し訳ないんですけども、その解除をお伝えしてから後の、なぜ歩み寄れなかったのかというようなところもおっしゃっていただいているかと思うんですけれども、その点につきましても従前から御説明させてい

ただいているとおり、今回、契約解除させていただいたことにつきましては先方の合意が必要な解除ではないということで、そういうものを選択というか適用させていたかったですので、その後に歩み寄れるような状況というのはないというふうに町のほうで判断しております。といいますのは、合意解除した後、やっぱり随意契約で工事をもう一度、せつかく材料等仕入れてもらってることですから、すぐに工事をやってもらえる方であろうということで随意契約で受けていただくとか、そういったことはまたこれ入札等の手続の中においてはおかしいことになるというふうに考えておりますので、これはやはり合意解除に歩み寄るといようなことができるような内容ではないというふうに考えております。

それから後、職員だけでなぜ対応できないのか、恥ずかしいというような御発言もあったんですけれども、確かに法律等に精通しているような職員がおりますれば自前で対応ということも可能かと思いますが、なかなか高度な知識とスキルが必要になります。そう思っておりますので、やはりそこは専門家にお願いしたいと。ただ、貴重な税金をあれもこれもとこの件に関して使わせていただきたいというふうにお願いし続けていることにつきましては、非常に申し訳ないことだというふうに存じております。

あと1点だけ、先ほど損害賠償をする、それでどうおっしゃったかちゃんと覚えてないんですけども、損害賠償について町長が損害賠償を払ったらいいいというふうにおっしゃったというのは、町長はそんなことを一度もおっしゃっておりませんので、私どもが、こういう経緯でこういう制度に乗ってやっていった、最終的にどうなるのかとお尋ねがありまして、最終的には先方の損害賠償請求に基づいてそれをお支払いさせてもらうということになりますということで、それはやむを得ないことだということを御判断というか、もう了解していただいたというようなところでございます。

○議長（森野 隆君） 上田議員。

○7番（上田太治君） もうこれが最後になりますのであれですけども、今の説明にちょっと私の勘違いをしてるのかどうか分かりませんが、町長は該当業者とお出会いになったことはなかったのかな。私が聞いてる範囲では、町長はこのA者といひますか、該当業者とお出会いになって協議をしてそのようにおっしゃったと伝え聞いてるわけですけども、それが正確でなかったのか。それとまた、A者は第三者機関を通じてでないと話し合いを行わないと言われるのでといって、この紛争審査会に解除の

調停申立をされたので、こちらも弁護士を雇ったと言われてますけども、A者はその話合いに応じる意思を全く見せなかったのかどうか。先ほど来より、調査費用は見てもらったけど、調査はまだ契約もしていないということですね。その調査には六十数万円の予算は見てるけども、その調査はしていない。その調査をしたその分を上乗せして契約を続行するということはできないんだとおっしゃいましたね。何が何でもこの契約を解除したい、今まで愛荘町の中であったことがないことがこうして起こっている、しかも町内の指名業者との中でしこりを残すような結果は、愛荘町の歴史から見ても私は思わしくない具合に思うんですけども、それについては町長はどのように思われているのか、町長は本当にその業者と会ったことはないのか、会ってどういう話をされたのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） お問いを頂いております事柄でございますけれども、ちょっと記録で、6月19日ということでございますね。これ、先方様のほうから町長に、やっぱり直接会って話ということをお願いしたいという表現がふさわしいかどうかあれですけども、私たち、先様の見え方ということはどういうことであるよということとは、この町長に直接耳に届けるということを求めたいということもありまして、担当課も含め、担当課が、町長、先様と会うということを応接室で、役場にお越しを頂いて、そういう会があったというものでございます。

そのときにおきまして私が記憶してる部分で、担当課のほうも議事録的なものは作成をしているのかなというふうには思いますけれども、特に私のほうからは何かしらをお話ししたという記憶では私はないというものでございます。もちろん、冒頭の御挨拶で、こうやってお越しを頂きましたことという事柄、最後にお送りするときも、いろいろと本当に町内事業等々でお世話になっておりますことは感謝を申し上げておりますということは私は発言をしていたというふうには思っておりますけども、その中の事柄に関しては拝聴しておった私からの発言はなかったというふうに私としては記憶しているものでございます。

また、全般といたしまして上田議員がおっしゃっていますのは、やっぱり町内の事業様であるだろうと、そういうところにおいてはしっかりとスムーズに対応、応対ということができることが望ましかったんじゃないかなろうかというのは、それはおっしゃるとおりだというふうに思います。もちろん、皆様、私たちも含めていろんな事柄を

スムーズに順調にやっ払いこうということで、この社会の一員をなしているものでございますので、今回の事柄に関しましては、それぞれ同じ事象であったとしても、やっぱり物の見え方、事の捉え方というのはそれぞれやっぱりどうしても異にするということはあるのかもしれませんが。それに伴いまして、今回はこういう調停の会ということをお持ちになられるという方向になりましたので、本来、弁護士費用ということはそこに町でないほうがいいんじゃないのかとおっしゃっていただくのもそのとおりだというふうにも思いますけれども、これも町の弁護士を新たにどこかしらから、困った、何かの頼みでということで弁護士様を連れてきてるということではなくて、町の顧問弁護士に御相談をしている中において、町の法律の専門家でもございますから、こういう事案の事柄のその調停の裁定においては、これは裁判ということではないにしてもそれに準じた体制というところが必要になってくるという法律的な御判断があったということに伴いまして、着手料と、それからその事後がなった後の報酬の支払いということを規定に準じて評価していくとこの金額になるということで、計上を今般するに至っているということでございます。

○議長（森野 隆君） 5 番、村西作雄君。

○5 番（村西作雄君） 私も、今回の弁護士費用 107 万 9,000 円の件について幾つか質問をしていきたいと思います。

まずもって、その滋賀県建設工事紛争審査会というのは、もちろん県が設置しているものだ理解してはいますが、その委員の構成というんですか、建設工事の専門の人もおられると思いますが、何人で構成されているのかということをお聞きしておきたいのと、もう 1 つは、あっせん調停で、この審査会で調停、和解というのですか、調停して和解が成立したらいいんですけれども、片一方が不服であった場合に、それについての結果というのは、やはり上級の裁判というのか、司法の場に行くのか、もうこれで調停されたら両方がのんでしまわなあかんものなのかというところをお聞きしたいと思います。

それと、今回の件について弁護士をとということでの説明でしたけれども、実は私も現職のときにある出先へ出向していた中で、ある職員に対して本当に厳しい話でしたけど、退職勧告をしたことがあるんです。その場合、労働監督基準署からその審査会というんですか、調停会みたいところに呼ばれて、そして当方雇い主の言い分、そして雇用人の言い分、そういったものを別部屋で聴取されて、たしかそのときにはそ

の顛末書というのは、いきさつというのはほんのA 4に1、2枚の、こんな状況でこういうふうな形で退職勧告をしましたというふうなことを書いたように思うんです。滋賀県が設置しているその紛争審査会、これがやはり当事者の生の声を両方から聞いて、そしてその調停員が、これはA者さんの言い分が通っているとか、あるいは町のほうが正しいで町の解約に従ってくださいというのか、そういうぐらひであって、その県の出先の審査会で弁護士まで出してお互いがやらんならんというような、僕は審査会ではないように思いますし、それはやっぱり県民のためではない。両者の言い分を生で聞いてもらう審査会委員であるべきだと思いますけれども、先ほどの質疑で弁護士さんにたくさんの資料を作ってもらわんならんとかいうようなことの説明が副町長からありましたけれど、もしそれが今回の予算が通ってその弁護士を委嘱されるんでしたら、ぜひともその弁護士さんがどんな文書を書いてどんな反問をしたのかということ、私に知らせてほしいというふうに思います。何遍も言いますが、県がつくってる審査は庶民が両方が挙げて、これ何とかしてえねという調停の場所ですので、そこまで弁護士を片方が持っていくことになる、私は町が丸投げをしている、個人は何もしゃべらへん、弁護士に任せんにやみたいな形で、本来その町と業者の信頼関係の中での弁護士委託というのは、いかにも飛躍しているのではないかなというふうに思います。そういったことで会の想像をすると、A者さんは自らが自分で出られるんだと思います。片っ方、こちらは弁護士を立ててということで、何か審査会の中の違和感というものを感ずるのは私だけではないんじゃないかなというふうに思います。町が自ら汗をかいて自らの主張をその審査会でしていくんだと、こちらは正しいんだと、そういう思いが、私はこの弁護士の委託のことによって、何かもう丸投げ、さっきも言いましたが丸投げで、わしゃあ知らんのや、弁護士さんに任せんねやだけでは、いかな町としても、そして前代未聞の今回のこんな事件になったのではないかなというふうに思いますので、その点も含めて何点か質問しましたが、お答えを頂きたいと思います。繰り返し言いますが、本当に昨日も話しありましたけれど、本町の財政状況、この1、2年本当に逼迫しております。そんな中で、100万円、果たして妥当なのかなという思いを込めて質疑をさせてもらってます。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 御質問にありました審査会の委員構成でございますが、県の資料によりますと、令和6年11月30日までの名簿しか今ございませんの

ですけれども、弁護士5人、技術者、建築士ですけれども5人、その他5人ということで、15人で構成されておられまして、その中で調停の場合ですとそれぞれの部門から1名ずつということで3名出られるというふうにお聞きをしております。

あとは調停の関係でございまして、一応、建設工事の紛争審査会の中で調停が不成立になった場合ですけれども、そこで一旦不成立ということで、後はその相手方様が例えば裁判のほうに出られるのかというのは、それはちょっと分からないんですけれども、調停が不成立になるという可能性もございます。

あと最後に、弁護士さんが作成された書類を後でお見せするということですが、それにつきましては弁護士さんとも相談しながら、お出しできるところはお出しさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（森野 隆君） 重なるんですけど、弁護士を出してまでの審議会なのかというようなこと、資料を出すまでの前段でありましたけれども、そして弁護士に任ずるということは何か丸投げをしているような違和感があるというようなことも言われましたね。あと2点。

人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 弁護士さんのほうの委託の件ですけれども、ちょっと調停のほうで何とか町のほうも、一旦、先方、相手方様と契約解除してから時間も過ぎておりますし、何とか早く解決したいというような思いもございます。それと、先ほどから御説明させていただいてますとおり、専門的な法律的な知識も必要というふうなことで県の紛争審査会の資料のほうにも書いておりますので、そういった思いもありまして弁護士様のほうにお願いさせていただいて、早期解決のほうを図ってまいりたいというふうな思いで予算のほうを計上させていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） ありがとうございます。私、何遍も言いますけれども、これ、調停しなかったら、私はそのA者さんの印象として弁護士まで立ててその審査会に臨まれたと、町が。私はその生の町とA者さんとお互いの審査会の3人の委員さんに個別に事情を聞いてもらって、そしてそれをA者さんの言うことはちょっと無理やで、やっぱり町のほうの意見が正しいわとか言うてくださるとか、あるいは反対もあると思うんですけど。県の紛争審査会というのは、何遍も言いますけれど、そないに

お互いが弁護士を立てて囂々と言うもんやなしに、私の経験から言うと、本当に心の思いをその調停官が聞いてくれて、相手の人の声も聞いてくれて、そんならさっきの話ですけども、給料3倍は退職のときに出したってえなという話があって、何とかその円満に辞めていただいたという経緯もあるんですよ。そんな中から想像すると、ましてや労働監督基準局とその県の紛争委員会とは別というのは承知してますよ、承知してますけれども、お互いが当事者同士が困ったときに上の団体、上の審査会に出てその意見を聞くということについては、私は一緒だと思うんです。そういった中で、その県の審査会にその弁護士まで持っていくというのは、ちょっと違和感があります。そういったことで、これが調停がうまくいかなかったら、またぞろそのA者さんにとってはやっぱり上級団体、裁判のほうへ持って行かれるとなると、またまた弁護士弁護士という形になってくる。私は心象からしても、今回はお互いの言い分を口でしゃべって、こんなことでした、ああでしたやん、書類も必要かもわかりませんが、そういう中での紛争を解決してもらえるのがこの県の審査会だというふうには認識しています。特段それに対してどうこうという返答はもらいませんけれども、ちょっとその町として違和感というんですか、弁護士も立てて威圧感を示すということについてはちょっと考えもんやなというような思いでいます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。まず、議案書の13ページの事業番号3361なんですが、賦課徴収に関して行政の説明は、緊急の滞納処分に伴い不動産鑑定等が必要になったため手数料を増額するというので、緊急に滞納処分をしなきゃならないということで、その経緯について答弁を求めます。ここに至った経緯ですね。

そして、予算書の14ページで、事業番号3370、戸籍住民基本台帳事業についてです。これ、いろんな情報収集をしていくと、現在の戸籍においては振り仮名をつけていない、つけていないためにいろんな問題が起こってきたということが言われています。それで、その戸籍に振り仮名をつける作業が大変だということも言われています。それで、この業務を委託業務をするのかどうか、まず1つ。

そして、結局は名前の読み間違い、読み取り間違いが起こって問題が起こってるわけで、これその事業が終わらないと、今持たれているマイナ保険とかそういうところにはつけられないと言われています。じゃあ、まだトラブルが起こることが前

提になっています。そこで、言うたらそういう間違っただ、読み取り間違いが起こった
というのか、そういうなんが本町においても報告されているのか、そのことについて
答弁を頂きます。

そして、今、各議員が質疑されていますその点について、確かに執行部が答弁して
いるように、その工事の契約解除、解除権は確かに町に、発注者にあるという法律的
にもされています。しかしそこには、それ相応の理由が、埋設物が分からないものが
発覚したときに、そうした追加工事とか、そういうことは工事発注、受注している業
者に追加工事として契約をし直していると、議会にも求めているということの説明だ
と思うんですね。しかし、この問題は弁護士費用なんです、そもそも一体何であつ
たかということや。今、答弁を聞いていると、違算でなかったということです。前の
2件は、1回目、2回目は違算でした。設計ミス、積算ミスというか、それでちょっ
ともといいうことでし直したいと、しかし今度の3回目は違算ではないわけですね。
別に燃え殻、それを処理が不十分であったというのは今はもう認めておられます、行
政のほう。自らがもうそれは認めてるんでしょう。副町長はこの質疑の中で、人権
政策課だけには任せていないと、当然そうですね。経戦も関わりますからね。そし
て建設課も関わりますわね。だから、確かに任せてはいないでしょう。しかし、2回
目の入札後に不法ごみというのか、その事案が発覚して撤去をしてくれと、これは言
われてるんでここは確認しなきゃならないので、2回目の入札後にその不適切なごみ
が視認できたというのか確認できたということによって、撤去という指示があつたの
かなかったのか。そのことを、こういう指示があつて指摘があつて行為を起こしてそ
のごみを撤去したということなんでしょう。撤去したのは、じゃあ入札がかけられる
ということで入札行為に踏み込んだんでしょう。そうなったら、その後にごみが残つ
てたという、近いことを答弁されているので、じゃあそもそもなぜ行政は、副町長が
就任するまでの話になると思うんですけど、各課が要するに何で連携が取れなかったの
かということなんです、私の言いたいのは。政策監がそれを、そこまで政策監までそ
ういうことに対していちいち上がらないという行政事務なのか、政策監が全部掌握し
ていたのかということになろうかと思うんです。ここは全体の連携が要るでしょう。
もう副町長答えてるから、私もそう思いますよ。人権政策課が設計書けへんのやから、
設計図書を。じゃあ、そこが誰が最終確認をしたのかということなんです。要するに、
誰も確認しないで3回目の入札をしたのかということになんにやわ。違うの、この問

題のそもそものところに戻れば。撤去してたら何も起こらへんでしょう。今、副町長が言うたように、そこに地下に埋まってるものは分からない、地表にあるものは分かる。地表にあるものが分かって入札をしたことが間違いだと、非を認めてるんです。ほんで、申し訳ありません、もう一遍やり直したいのというて契約解除をしたということでしょう。解除権を行使したということや。全面的に行政が非があったということでしょう。その前提で議論しないと、自分たちが非があるのに弁護士費用を見てほしい。どれだけ税金を使っていこうとするのということや。その交通整理を先しなかったら、我々の議会としても議論の余地がない。あの当時は、そういうことを言われて報告があって、6月かいな、契約解除しますとか何かそういう全協の説明があったと思うんよね。だから、こんなに深い問題があったとは議会も知らないですよ。要するに執行部の非ばかりが起こしてる事案だということなんですよ。これは人権政策課が起こしてる事案ではないんです。あなた方の職務のところも問われてきてるということです。だから、どうなんですか、そもそも確認したいのは、その入札前に誰も確認をしなかったのかということです。この行為に対して人権政策課だけの問題なのか、他課も含めての全体的な問題なのか、その2つについてちょっと答弁を頂きたい。この件についてはね、さっきの問題はさっきの問題で答弁がほしい。

○議長（森野 隆君） まず最初のほうからお聞きします。税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） お答えいたします。

賦課徴収事業につきまして、滞納処分に伴う不動産鑑定の手数料ということですが、どのような経緯でこういった不動産購買ということに至ったかということですが、個別の具体的な状況ということになりますと、ちょっと個人の特定に当たるとということになりますのでお答えはできないんですけれども、不動産購買等につきましては、その実施については滞納者の方には大きな影響を及ぼすということがありますので、画一的に実施するということではなく、滞納者の方の個々の事情を踏まえた上で、ほかに適切な滞納整理の方法があるとかいった場合には、そちらの方法を優先して換価する対象を圧縮するといったことが必要であるということの前提があるということは、こちらのほうも認識しているところです。しかし、今日まで再三にわたる催告や納付相談等を行ってきましてけれども、結果、滞納を放置され、自主納付の見込みがないということで、また預貯金等の財産調査によっても完納につながるような有効な手段を取れないということから、税負担の公平性の確保ということがあり

ますので、今回は不動産購買ということで不動産鑑定を行うということに至ったというものでございます。

実際にもし購買、換価とかいうことになりますと、不動産鑑定や購買の予告書の発送とかいったことによって滞納者の方との接触を図るなど、慎重に実施するというところでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。戸籍の振り仮名に関しての御質問でございます。まず1点目の委託に関してですけれども、今回計上させていただいているものは委託料ではございますけれども、今回はシステムを変更するためのものというのと、あと、はがきを印刷をするんですけれども、その紙の印刷とはがきの印刷とその発送の印刷とになります。そもそも報道等でも御確認いただいていると思うんですけど、愛荘町は2万人程度の戸籍数で、人口と同じぐらいの8,000ぐらいの戸籍数なんですけど、当然、日本全国になるので何万、何百万人というそういう市なり区もあるかなと思うんですけど、確かにすごくそういうところはもう莫大な時間とお金がかかるというので各都道府県から要望等も出てるということを聞いています。先月の29日に法務省、国のほうから対応方法等が一部示されてはいる中で、そこである程度、国のほうがもう担うというふうに示してはいただいているところでございますので、多少は各市区町村の事務の軽減になるように国は動いておられるということではございます。ただ、今、話しましたが、委託、一応国費を思ってるんですけれども、財源としては、どこまでがいただけるかというのが正直今の段階で見えないという状況で、今月に国のほうからウェブで説明があるというふうには確認はしてはいますが、もうしばらくすると、その具体化がしてくるんじゃないのかなというのと、来年もまた3月に上程させていただく中で、人件費とかも一部見させていただく形になろうかなと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

もう1つ、トラブルが今まであったのかということですが、戸籍、役場のその住民課で戸籍を預かってるんですけど、戸籍自体には振り仮名は振っておりませんので、それに対して何かが愛荘町において不具合が今まであったかということは聞いてはおりません。ただ、住民票、住基のほうにはもう一応任意的に打っているのがありますので、そういうところで活用等はしてるというのがあります。

以上になります。

マイナンバーカードのトラブルについては、それも今のところは振り仮名がないことによって、ローマ字がないことによって不具合があったということは聞いておりません。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 辰己議員、今、御質問の点でございます。2回目の入札後にそのごみの撤去等の話があったかどうかというところのスタートでございますけれども、その部分につきましては、2回目入札後にごみ不法投棄と、あと焼却燃え殻の処分に関しては指摘があり、町として処分をしなければならないことは認識しておりました。その後、燃え殻等の処分を行いました、完全ではないという状況でございました。そのまま入札のほうに進んだわけですが、その入札前にその不法投棄、また焼却灰等の処分ができていたかということに関して確認ができていなかったというのが、そもそも今回の契約解除に至ったミスの発端でございます。この部分につきましては、やはり先ほど辰己議員がおっしゃられたとおり、設計部署、また工事の担当部署の違いといったところ、そういったところが非常にミスにつながっていったところではございます。何よりもその契約解除いたしました、この事業様に御迷惑かけたという部分に関しましては、謝罪をさせていただいて御理解を頂きたいということのお願いをしておるところでございます。町としては、この紛争については円満に早期に解決いたしまして、早期に事業のほうを進めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 先、住民課のほうにお聞きします。私は戸籍法の改正、一部改正とかいうことになってこれから事業が進んでいくんですが、この予算はそれではないと。それに類推するものではないという答弁だったかなというふうに受け止めてるんです。はがき印刷と紙の印刷費に今回予算を見てるという答弁だったので、このはがき印刷、紙の印刷というのは、マイナ保険証を持っていない方とかそういう意味でのことなのか、ちょっと確認をさせてもらっておきます。

そして税務課についても、これからこの滞納処分、不動産鑑定やらするのを業務は聞きました。その滞納処理をしていく、不動産鑑定をしていく、そこに至るまでの確

かに個人情報と言ってくれと言ってるわけやなくて、結局はそこに到達せざるを得なかった経緯を聞いたわけで、何でもこういう事案が生まれてきたのかを知りたいために聞いたんです。

そして企画政策監ですが、私が言いたいのは、もう認めていただいたんで、2回目の入札後に指摘があつて、そのごみを町で処理するということが言われているわけですね。じゃあ、発覚したときも町の処理でできたんだったら、なぜ、極端に言えば町の責任で先に処理をすとかいう約束のテーブルにならなかったのかどうかということになってくると思う。もう全面的に町が非があるわけだから、速やかな解決をしようというときに、町としての責任をどう果たすんだというのは、もうそこは抜け落ちてしまっている、後は話合いでというようなところへ行ってしまうと、それで短絡という言葉は不適切だけど、今までやったこともないことをやったんや。その体質を私は言ってるんです。ここでこんなことを持ち出したら議長が止めるかもしれんけど、去年の9月も一緒でしょうということや、8月9月と。工事の追加工事にもならんもんをこの工事の中に入れ込んだとか、こういうことがあなた方は堂々とやられてるということや。この体質、この行政姿勢が今回でも出てへんのかと。もうちょっと整理をされたほうがいいと思いますね、町長。町長、あなたの指示の出し方、副町長になるのかもしれないけども、副町長は今、就任してもうたばかりやで、ちょっとそれを言うのは申し訳ないけど、本当に私はそういう連携を取るとか言いながら連携が取れていない行政の仕組み、もしくは個人個人のその職員の姿勢、そこがどうなんだろう。私はこんな弁護士費用を充ててまでというよりも、もっと早く解決できたんじゃないのかという考えです。町長、もし答えてもらえるなら、町長に答えていただきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰巳議員、いろいろとこの分も大変大事なことでよということで御質問いただいております。担当課におきましても、所管課、関係する課においてもしっかりと処置をしていかねばならないということはあったというふうにも思っておりますが、至らない部分もあったであろうということも報告としては受けております。今回の事柄も担当課と関係する課もその先様に対して協議の打合せ等々させていただくに際して、真摯に誠実にやっぱりお話をしていかなければならないということを目指しながら御対応しておるというふうに私も思っておりますが、なかなかそうは言

っても、先ほども他の議員の答弁の中でも申し上げましたけれども、同じ事柄であってもそれぞれの見る視点から見え方というのは、受け止め方というのも異なりますので、その事柄が今回、スムーズな形での合致点というところにずっと至らず来てしまっているというふうにも思います。それぞれの視点やまた御主張ということがございます中において、今回この審査会での上程というところまでやっぱり進まねばならぬということを御判断を先様においてもなされたということでもございますので、いたしますとどうしてもその事柄に関しましては町としても対応をしていくという局面になっておるということでございますので、いろんな事象でございますけれども、やっぱり愛荘町という大きな行政機構が船のように進んでいく中においては、いろんな事柄を御指摘やお教えいただくということはございます。その一つ一つにやっぱり誠実に、もちろん担当課も対応しようというふうにしております中において、なかなか苦しむところというところは極力ないように、いろんな関係の方々に極力ないようにいたしたいものというふうに捉えておりますけれども、今般の事柄はその審査の中に拘束力があるものであるということも報告を受けておりますので、そこには対応をしてまいる必要があるということの判断をいたしておるものでございます。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） 先ほどの私の説明のほうがもう少し言葉足らずだったかなと思います。申し訳ございません。今回上げさせていただいている補正予算が、戸籍法が改正されて、この次の5月に施行されるんですけども、それに伴うための振り仮名に伴うまでのシステムの改修の費用、6町クラウドでやる負担部分と、あと、はがきの作成という部分の一部のお金となるということです。具体的に5月の下旬に法が施行しますので、そこから1年間しか猶予がないんです。ので、今のタイミングで補正、どこの市町もですけども、補正されてます、一部だけでも。した上で、データの移行なり吸い上げなりをした上で、国のサーバーに送ったりもする必要があるんですけども、そういう作業をさせてもらうための費用を今回計上させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） 先ほどの、このようなどういった経緯で今回購買にまで至ったかということですけども、先ほどもちょっと御説明させていただいたんです

けれども、今回の事案、再三今までに催告等を繰り返した中で納付相談等も行ったこともあります。納付相談等を行って分納の計画等を立てたということもあるんですけども、結果そういったことがあったんですけども、分納を守られないとかいった中で、現在、滞納放置しているという状況で、自主納付の見込みがないという状況です。財産調査等を行う中で預貯金調査等もあるんですけども、そういった中でも法で定められた最低生活費を保証するといったところもありますので、そういったところも含めてほかに有効な手段がないということで、今回、不動産購買に至るということで、今回、不動産鑑定を行ったというところでございます。

○議長（森野 隆君） 辰己議員、よろしいですか。

○13番（辰己 保君） はい。

○議長（森野 隆君） それでは、1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） ありがとうございます。概要書の5ページなんですけども、庁舎等リニューアル事業の件ですけども、これもう今上がってるんですけど、まだ工事中ではあるかと思えますけども、この予算を今上げられるということは、もうないということでよろしいですか。それがまず1点。

それとあと蒸し返すようですけども、今の弁護士費用の件ですけども、これ契約解除されたのは、公共工事標準契約請負約款の任意契約解除というのをされたのでしょうか。教えてください。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） ありがとうございます。まず1点目のほうの庁舎リニューアル工事につきまして、私のほうから御答弁申し上げます。今回、庁舎リニューアル工事に関係します追加の補正のほうを上げさせていただいております。工事のほう今現在行っておりますが、ほぼ生産のほうをし終わっております。そうした関係で、工期のほうが来年1月末というまでの工期であります。今回この補正をした後に3者の業者様と変更の仮の契約をさせていただいた後、また議会のほうの変更の承認の議決を頂いて、それが最終の額となるということで、業者さんのほうとも話し合っているという状況でございます。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 契約解除につきまして、町の建設工事、請負契約書の建設工事請負契約約款の第42条に基づきまして契約解除の任意解除権によりまし

て契約解除をさせていただいたものです。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 1 つ、追加工事の件ですけど、僕が聞いたのは、この後はもうないんですねということを聞いたんですね。1 回にせんと、今のはなしですね。これ、なしね。

それと、公共工事の請負約款のほうですけど、これは愛荘町でやっておられるのは知ってますけども、同じことなんです。同じことやと思うんですね、任意契約解除というのは。契約約款上の話なんで、契約されたその契約書についてある契約約款と私が言う契約約款と同じことなんですよ。だから、そこは一緒にせんといてくださいね。なので、任意契約解除をされたわけですね。じゃあ、解除されたということは、そのメニューがあると思うんです、1 条から、イからいろいろ。これのどれにのっとって契約解除をされたんでしょうか。結局この合意解除というのが基本なんですけども、これはどこのメニューでどこの条文にのっとって契約解除をされたんですか。教えてください。

○議長（森野 隆君） まず 1 点目、最初、これ以上工事は出ないのかということで。そしたら、経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 申し訳ございません。もう今後、これ以降の変更はないということでございます。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 契約解除に基づきます約款の中の第 4 2 条なんですけれども、発注者の任意解除権というところがございまして、必要があるときは発注者はこの契約を解除することができるというような文言がございまして、合意解除ではなくて発注者側の一方的な意思表示によって契約を解除できるというような条項に基づきまして契約を解除したものでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） それは抜粋版なんですよ、今言っておられるのは。請負契約約款というのもっと何百条もあるやつなんですね。そこのやつを引っ張ってきはっただけやと思うんです。今のそれだけやと、条文をここへ一旦読んだだけで、もう何でもいから解除できるというふうにし取られないじゃないですか。その条文ができてるのは、そもそも発注したけれども業者が何もしなかったとか、社会的反しはる

方とかやったとか、そういうメニューが10項目ぐらいあります。そのどれにのっとって解除されたんですかと言ってる。それにのっとって解除せえへんかったら、何でもかんでも解除ということになるので、そこを教えてください。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） ちょっと詳細に説明できておらなくて申し訳ございませんでした。第42条につきまして、ちょっと条文を読ませていただきます。発注者は工事が完成するまでの間は、次条、次の条から第42条の4までの規定によるほか、必要があるときはこの契約を解除することができる。恐らく久保田議員がおっしゃっているのは、この次条、次の条から第42条の4までのことで、例えば受注者側がなかなか仕事に入らないとか、そういったような条項のことを言っておられるんだと思うんですけれども、その規定によるほか必要があるときはこの契約を解除することができるというところが発注者の任意解除権というところでございまして、こちらのほうを適用させていただきまして契約を解除したものでございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 何回もすいません。その他必要な事項というのが、それやってしまうと何でもかんでもと言ってるやないですか。その必要なとは何なんですかということなんです。その必要なこととするのが条文に載ってあるんです。条文は見てはらへんですか、契約請負約款というものを、その条文だけで。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時44分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） それでは、執行部側の答弁のほうからお願いいたします。

人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 契約解除に当たりましては、契約約款の42条の、必要があるときはこの契約を解除することができるという条文に基づきまして契約を解除したものでございます。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） それだけで行くと、さっきも言ったように大きなくくりになってしまうので、その他という、その何で解除された理由はこの辺をここでちょっと付け加えて言ってほしいんです。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 契約解除につきましては、工事現場に入札前から対応が必要であると認識していた不法投棄及び野焼きによる燃え殻がありまして、その処分を行う必要がありましたけれども、町の対応が不十分であったため、現場と設計に差異が生じたことにより契約を解除したものでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） それでしたら、不法投棄はどんなものがあつたのか、ちょっと僕も写真では見ましたが、あれ不法投棄かなと思うぐらいのものでした。それは産廃には当たらずにへんかったんですか。それと、野焼きの後はこれも 6 月か何かに調査をされるという、ダイオキシンですか、調査されるとおっしゃいましたが、ダイオキシンも調査対象に入っているのか、法律的に入っているのか説明してください。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 不法投棄につきましては、プラスチック製品とかあと鉄の製品もありますけれども、そういったものがこの木の根元のほうにあるような状態になっております。あと、ダイオキシン調査の必要性でございますが、調査については任意でございます。法的にしなければならないということではございません。任意でございますが、宅地として販売をしていく造成工事でございますので、その辺も考慮した上で、任意であります調査のほうをさせていただくということで、調査の予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） 任意ですほどの内容やったのかといいますと、私も素人ではないので、任意ですする必要はなかったと思います。出た、した以上はどんどん先に行って輪が広がっていつてくると思います。今回の工事も、じゃあそれを調査してすき取りますということで工期延長でも良かったんじゃないんですか。何でここまで解除してしまつて今みたいな大きなことになっているのか、これは私はどちらがどうやということを言ってるん違うて、あくまでも税金を使っているからこそ私は申し上げているので、その点についても説明してください。お願いします。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、調査は任意なのでございますが、宅地として販売をしていくということで、調査のほうは必要だということで町側のほうで判断をさせていただきました。買っていただける方にも安心感を持っていただいた上で御購入を頂きたいということを考えております。その調査につきましては、先ほども申し上げたように、町のほうでしていくということで、今後対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（森野 隆君） 1 番、久保田正利君。

○1 番（久保田正利君） そういう判断をされたんなら仕方がないと思うんですけども、もっと和解できなかったのかなというのは、やっぱり先ほどまでの各議員の方々の話を聞いてますと、ほんまにもっと和解ができるような合意ができたんじゃないかなというふうに思っております。その 1 つは、やはりその他、第 4 2 条に書いてある内容、必要と思われる内容、このいっぱいあるメニューの中のやつを、勝手にこれで行くという解除しはったのが僕は原因かなというふうに思ってます。もっと話し合って時間をかけてでも工期延長しながら対応されたら、僕はここまで大きくはなってなかったのかなというふうに思っております。もうまずこれ、弁護士さんの費用がないとした、対応せんでも僕はいけると思うんですけども、このまま難しい文章というても、多分執行部の方々なんで、文章できると思います。これは勝ったか負けたかにはならないと思うんですけども、仮に後者やったとした場合に、何かこちらに非があるというか、罰金か何かが出るんでしょうか。この辺をちょっと詳しく説明していただいて、私はもう質問を終わりますので、お願いします。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 調停ということでございますので、町側と相手方さんの主張のほうを聞いていただいて争点を整理して、場合によっては調停案を勧告して解決を図っていくというような方法になります。罰金については特にございません。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） まず、当字の小集落事業に対して、各議員の方々にいろんな質疑をしていただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。そこで私、当字のことなんで、全協のときにもいろいろとお話しさせてもらったと思うんですが、ただ山川原の同和対策特別措置法からの関係から、これずっと残地処分、これ今、住

環境推進員ということで下りてきてますけども、協力もさせていただいてるんですが、これは本当に負の財産にならないようにしていただきたい。また、早急にその請負業者さんとの町との和解を私は求めております。もう前からもそうだと思うんですが、そしてまたこの審査会のほうに持って行かざるを得なかった理由も多々もうお聞かせ願ってますけども、これはどうにも、何とか取下げはできないんですか。取り下げたら終わってることだと思うんですが。そしてまた、その業者さんと同対の本部長である副町長が対でこの間もお話しさせてもらいましたけど、話合いもできないんですかね。そしたら早く終わるんじゃないですか。それが1つ。

そして、この間も言わせてもらいましたが、これ弁護士費用ですよ。この顧問弁護士になぜこの着手金を払う必要があるのかと、またなぜ報奨金も払う必要があるのかと、これが分からないんですよ。普通の一般の弁護士に頼むんであれば、それは要るでしょう、着手金は。顧問弁護士というのは年間通して何ばか払っと思うんですが、その2点、ちょっと教えてください。

○議長（森野 隆君） それでは、何とか和解の方向を見つけ出せないか、取下げはできないかというようなこと、そして顧問弁護士費用。

副町長。

○副町長（杉本基治郎君） 紛争審査会においての取下げの件につきましては、審査請求のほうは町のほうからさせてもらってるものではないですので、先方の事業者さんのほうからしていただいているのもので、その動向次第かなということになります。

それから、本部長として私と事業者さんと話合いができないのかということでございますが、話し合うようなところというのは合意解除の取消しというようなことをおっしゃっていただいているのかと思うんですけれども、そこはやはり一度、処分とか対応していることですので、取り消すということはないというふうに思っております。ですので、もしお会いしてお話しするとなると、損害賠償請求でどの程度の金額で折り合っていただけるのかというようなところの話合いということになるかと思えます。

○議長（森野 隆君） 弁護士の予算は。

経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 顧問弁護士との契約の関係について、私のほうから

お答えさせていただきます。顧問弁護士との契約の中で言うと、我々の行政関係のほうで相談事に関しまして年間その相談に対するお答えを頂くという部分に対して契約しておるもので、いざそこからの更に進めた部分につきましては、法律事務所さんが決めておられる報酬規程に基づいた部分で業務を契約させていただいた後、また業務に着手していただくという流れでございます。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 副町長、そしたらこれ 1 回も会うたとないんでしょう、業者さんと。損害賠償というのは業者さんと話してみな分かんないことでしょう、結論は。それは、町の副町長側の方が損害賠償を出さないかんという固定観念があるんじゃないですか。それは分かりませんよ、業者さんと会って話合いの場ですから。それはこの調停の件でもその相談のお金は払ってますけども、調停になったら金を払わなあかんというのは、相談をすることには別段金払うことはないということですよね。だから、別に先ほども議員の方がいろいろとおっしゃってますけど、結局は弁護士を使わなかったら金は要らないということですよ。相談してもらって、弁護士がその相談相手になって相談をして、それを審査委員会のほうに出向いたらええだけのことじゃないんですか。これ、本当に結局、何回も言うようなんですけど、税金の無駄遣いになるんですよ。和解するんは全然関係ないことで、また業者さんのほうも会って話ししたら分かってくれるかもわかりませんよね。各課の課長クラスが会っても決断下せへんねやから。結局は副町長が行って、次、町長でしょう。そしたら、トップ同士しゃべってもらえたほうが早いんじゃないですかね。そしたら、業者さんのほうも取り下げるかもわかりません。業者のほうから審査が申立てられているのであれば、と思うんですが、その辺はどないに思いますかね。

○議長（森野 隆君） もう一度、副町長、町長がトップとしゃべって、何とか和解のほうに持ち込めるということ、案はないのかということです。

副町長。

○副町長（杉本基治郎君） まず弁護士さんの費用のことですが、実は紛争審査会に申立てをされましてから、11月8日までに答弁書というのを作成して審査会のほうに提出しなければならないという期限が非常に迫っておりましたので、いったん弁護士さんにその辺の書類等を作成いただくということがありましたので、その分の着手金というようなところはございます。

それから、お会いして、着手金のところにつきましては全協のところ一旦御説明、御報告させていただいているというふうにさせていただいているところです。お会いして、その和解の道ということなんですけれども、これも全協でお話しさせていただいたんですが、私どもは契約解除ということで主張させていただいております。ところが、それが御納得いただけないということで話が平行線ということになっております。話し合うにしても、私どものほうから歩み寄れるところというのか、もう納得していただくというのは、御納得いただければそれはありがたいというか良いんですけども、その合意が必要な解除ということではないという認識をしておりますので、合意解除というところに適用したのではなくて、先ほどから話し出ておりますように、任意の解除権の適用をさせていただいたということで、お相手さん、先方の事業者さんとその折り合うところを探るというようなところはできるようなものではないというふうに思ってます。ただ、お会いしてお話ができるというのは、もうここに至っては損害賠償をされるのかされないのか、その金額をどういう積み上げでどれだけになるのかということをお話しするというようなところに至っているというふうに認識しております。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） 答弁書を急がなければならなかったと言いますけれども、その以前から審査会に申し立ててるんであれば、期間というのはあるじゃないですか。顧問弁護士がおられるんやったら、顧問弁護士に相談して答弁書を書いたらいいじゃないですか。別に弁護士を雇うてどうのこうの、それしなくても。そうじゃないんですか。そして、これ今後に至って、これ解除も何も、任意解除であるから、和解するようなことはない、考えてないということですよね。ということは、こんなことどうのこうのと出てるものなんか何の意味もないじゃないですか。それこそ、勝手に解除したら、もう町と受注者がもう割れたらそんでしまいのことでしょう。あと、裁判がどうのこうのということ、調査委員会を立てる必要もないんじゃないですか。そのお金も要らないんじゃないですか。と思うんですが、どうでしょうか。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本甚治郎君） 任意解除に当たりまして何でもありになってしまうということでございますが、契約約款の大本になってる約款の第46条というところに、町の約款で言うと42条に当たるところなんですけれども、その逐条解説というよ

うな、仕事を進める上でガイドブックになるようなものはございます。そこで、この任意解除の趣旨として、請負契約というのが本来、発注者の求めに応じて発注者のために仕事を完遂するということを目的としていると、発注している工事というのは発注者側が求めるものが出来上がるようにというのを、その完成をすることを目的として発注している。ところが、発注者がその必要としなくなった工事をあえて完成させることが、発注者にとって今求めるもの、無意味なもの、不利益である、今回は不利益じゃなくて無意味なものであるということで、無駄なものだということで、受注者として損害が賠償されれば解除することができるというような内容になってございますので、それでこの間については一旦私どもの求めるところではないという判断をして、解除するというようなことにさせてもらっております。

弁護士に頼む必要がないというところにつきましては、これも先ほど来、答弁させていただいてるんですが、なかなか職員のほう法的な知識等が乏しいというところで、弁護士さんのお力を借りるという判断をしているものでございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） 結局、これ審査会というのは仲裁の場なんでしょう。だったら、今、副町長がおっしゃったように、損害賠償を払ったらそんで済むことでしょう、賠償額が発生するんであれば。そしたら、これ何も審査会に申し立てることない、業者の方が。そしたら、話したらこの弁護士料も何も要らないじゃないですか。私はそういうふうに取りますが、理解に苦しむんですよね、あの答弁の仕方が。もうだから、今までこうなってるんやから、結局、今現状でどういうふうにしようかということですよ。だから、107万9,000円も要らないし、そしてまたこれ審査会になってまた次に何やかんやと出てきたら、それまた金も要りますよ。損害賠償を払ったらそれで済むんならそんでいいじゃないですか、業者さんが損害賠償を請求するんであればね。そしたら、何も審査会に申し立てて弁護士費用や何も要らないんじゃないですか。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本基治郎君） 業者さんのほうからその損害賠償請求があるかどうかというのは、請求権を行使されるかどうかというのはお相手さんのところでございまして、こちらから出してくださいねというのはおかしい話であるんです。そこに至るまでに、もうそもそもがこの契約解除に納得できないということをずっとおっしゃり続

けておられまして、そこを私どもも先ほどから申し上げてるように、じゃあこういうふうにするので何とか理解をお願いしますというような持っていけるものがないんです、役場のほうからは。例えば、じゃあこの工事をもう一度随意契約で同じことをやっていたきたいのでとか、何か違う仕事がちらにあるのでとかいうようなこととかを申し上げるわけにいかないですので、そうすると、もうただただ合意解除に至った理由をこうやって同じことを説明させてもらって、それじゃ納得できないということとをずっとおっしゃり続けての平行線ということがずっとここまで続いてきておりましたので、そしたら、町のほうからこの紛争審査会に申立てをしてくれないかというようなお話も頂いてたんですけれども、事業者さんから。ところが、私どもとしたら紛争には至っていないという理解をしております。というのは、契約解除という手続を取らせてもらったということです、そこが納得ができない方側がやっぱり申し立てるものであろうという理解をしておりますので、それで今回の紛争審査会にお世話になろうというようなことになります。

○議長（森野 隆君） 3 番、中川喜代和君。

○3 番（中川喜代和君） ということは、業者側が取り下げないことにはとことんやるということですね、答えは。そういうことになるんですね。町は受けて立つほうですから、そうですね、今の答弁ですと。だから、業者さんのほうが一方的に調停をしたんだから、町が受けて立つほうやからとことん行きますよと、それで良かったら業者さんやってくださいという意味ですね。こんだけの税金百何万も使ってやるということですよ。そういうふうに理解しますんで、よろしく。

○議長（森野 隆君） 副町長。

○副町長（杉本甚治郎君） 表現はめちゃめちゃ、内容はそう……。

○議長（森野 隆君） 表現はちょっと。もう一度。

中川議員。

○3 番（中川喜代和君） 表現というか、そんな拍子のことあんまり言わんといってくださいな。昨日も言うたところなんですけど。じゃあ、表現というか、私こういうしゃべり方なんで申し訳ありませんけど、この107万9,000円を認めてくれということなんでしょう、結局ね。これはちょっと認められないんじゃないですかね。私は分かりませんよ、それは。他の方もどうか分かりませんが、業者が結局一方的に言うてんねから、町は私らは受け身のほうやからとことんやりますよと、下りない

限りはとことんやりますよというように捉えますんで、そんで結構ですね。

○議長（森野 隆君） ほか、ございませんか。

村西議員。

○5番（村西作雄君） 別件で1つ、予算書の11ページ、財調の繰入金について伺います。これ、私、昨日もちょっとお話ししたんですけれども、令和5年度に財政調整基金2億も繰り入れて、繰り入れてというか取り崩して、今現在、5年度末で20億7,787万9,000円と、それが今年、今の今日のこの12月議会の取崩しで1億1,305万1,000円、今年度ずっと見てますと、20億7,000万円の財調から9億2,123万9,000円も取り崩してるということは、これ昨日も言いましたけど、これ一番自由勝手に使える町の貯金なんですけど、それが今年はペーパー上は残り11億5,600万しかないという結論、去年20億あったのが11億になってもうたという勘定になるんです。しかし、これは決算ではもちろん11億5,600万じゃなしに、14億とか5億とか16億ぐらいに戻ってくるとは思うんですけれども、あまりにも去年2億円、貯金から繰り出して、今年、下手したら4億、5億、この9億が実際は4億、5億取り崩さないやっていけない予算ではないのかなというふうに大変心配をするんです。そういった意味から、今年度のその11億、今、取り崩してる11億5,600万円がおおむねどのぐらいまで復活する見込み、15億、16億、あるいは17億まで持ち上げられるのかというところを、ちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。大変、今年の予算、ほんまに何遍も言いますけど、こんな1年間に財調から9億も取り崩して予算組むという年は、これ20年間でなかったと思うんですよ。そんだけ厳しい予算編成だと思うんで、この今残ってる11億5,600万、丸々11億5,600万しか残らない、全部9億使ってしまうとは私は思いません。思いませんけれども、こんな大変な時期だということも皆さんにも知ってほしいし、そしてどのぐらい今年度末の決算で復活させたいんだということも含めて御答弁願います。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） ありがとうございます。今、村西議員おっしゃいましたように、財政は非常に今、厳しいというところでございます。一般質問でもございましたように、ハーティーセンターまたは図書館、そういったところの工事、あと人事的にも非常に不足しているというところもございまして、人件費等も

膨らんでくるというふうに予想しております。そういった中で、今、予算の部分で御心配していただいているという部分は確かにございます。最終、村西議員も御承知のことだと思っておりますけれども、最終、入りの部分、税もそうですけど、国の調整交付金等も含めてですけれども、あと歳出のほうにつきましても入札残とか、いろいろ不執行の部分がたくさんあるという部分もございますけれども、最終、例年、言っていたように、決算で確定しております5年度を取崩しにつきましてもは、当初やっぱり予算上では大きく取り崩すということをしていただいたんですけれども、最終決算では2億の取崩しというところでございます。現在20億というところではございますけれども、はっきり今、予算編成しておりますし、今年度まだしっかりと積算見込みの部分の精査ができてない中ですけれども、今の5年度を取崩し、やっぱり6年度を取崩しについては厳しい状況になるのかなというふうに思っておりますし、7年度、8年度の予算につきましても、今、村西議員おっしゃいますように、予算ベース上では非常に厳しい状況が続くのではないかなというふうに思っておりますので、その点、町執行部のほうについてもしっかりと把握しておりますし、議員さんのほうにつきましてもいろいろと御配慮いただきたいなという部分でございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）について反対します。

補正予算（第7号）に戸籍法等の一部改正に伴う振り仮名通知書作成業務が計上されています。この業務は、マイナンバーカードの利用拡大に伴うトラブルを解消するために、その大本を解決していくということで行うものです。このマイナンバーカードの利用拡大に伴い、誤った氏名の読み取りでのトラブルを解消しなければならなかったためです。マイナンバーカードの利用にトラブルが続発していることを国自身が証明しているということになりました。加えて、問題だらけのマイナンバー保険証の利用促進を促すために、国は12月2日から保険証は使えなくなりますと、紙の保

険証が使用できないかの宣伝流布し、マイナンバー保険証を強制的に定着させようとなりました。マイナンバーカードの問題、課題を国民の利用を進める中で解決していく国の姿勢を厳しく批判されるべきです。同時に、国民の不安を解消するためにも、紙の保険証を捨てないでとの声をかけることが大切です、紙の保険証存続を求める運動を呼びかけていきます。令和6年度一般会計補正予算には、年度途中で住民への対応が迫られた事業や、行政事業上やむを得ない歳入歳出の発生に際して補正予算を行います。しかし、補正予算（第7号）では、行政の不手際、または業者との不十分な協議が、本来なら必要としない調停のための弁護士費用が発生しました。確かに、工事における中止解除は町長の権限によって行使できるわけですが、その行使は不当要求等の視点からも正当に判断されるものでなければなりません。この点では疑義があり却下されるだろうが、不必要な支出として監査請求の対象となるのではないかと考えます。契約解除権の行使による不必要な弁護士費用を充てなければならない事態をつくった責任は、町側そのものにあります。昨年度、旧愛知警部交番跡地への駐車場看板設置を、解体工事の追加工事に含める不適切な処理と重ね合わせると、行財政運営への熟慮が欠如しているのではないかと思慮します。有村町制の問題意識のなさを改めて指摘して、反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 当予算に反対の立場から討論をさせていただきます。

本予算の中には、土木費の小集落改良事業、今回、議会の中でも随分と問題に同僚議員も指摘をしていました。町の弁護士顧問委託料が含まれております。私は、そのほかの案件に対しては認めるべきであるし、緊急を要するので認めるべきではあると思いますが、この項目が入っている限り、今ほども申されてますように、大変厳しい財政状況の中で、3回も入札をした中でも見落としていた町の不手際により、百数十万円、107万9,000円ですか、の弁護士費用、これらについての必要性を認めることはできません。ほかの案件については、緊急を要するものであれば一旦否決をし、すぐに臨時議会を開いてほかの案件を通すのも1つの手かだと思います。議員諸兄についても、この厳しい財政状況の中から不必要な顧問弁護士委託料を反対する意味

からも、御同意をよろしくお願いいたします。

○議長（森野 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第73号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第10 議案第74号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 補正予算書の20ページをお開きください。令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,305万1,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表 債務負担行為補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、21ページをお願いいたします。

歳入の部です。10款繰入金1項他会計繰入金、補正予算額6万円の追加。

11款繰越金1項繰越金、補正予算額54万2,000円の追加です。

歳入合計補正予算額60万2000円の追加、補正後予算額19億8,305万1,000円です。

次のページ、22ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費、補正予算額6万円の追加。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金54万2,000円の追加。

歳出合計補正予算額60万2,000円の追加、補正後予算額19億8,305万1,000円です。

次のページ、23ページになります。第2表 債務負担行為補正は、特定健康診査事業として国民健康保険加入者の40歳から74歳の方を対象に健診を実施するに当たり日程等の調整を行うため、令和7年度予算成立までに業者選定を行う必要があるため、982万8,000円を限度額として債務負担をお願いするものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） この補正予算の中に、マイナ保険証が12月2日から基本のように言われていて、そして従来の保険証を新規発行が廃止になったということから、資格確認書を印刷製本するというような予算が入っていますので、マイナ保険証に関してということで質疑をさせていただきます。まずこの印刷製本費6万円ですけれども、どの部分の、つまり7月ぐらいに大体切替えになるときにマイナ保険証を作っていない方に資格確認書を送ると言っておられるんですけれども、それまでの間にも切替えに来られる方、転入とかで資格確認書をお渡しするということもありますので、それはどこまでの印刷製本費なのかということを1つお聞きします。そして、ただいま申し上げたように、12月2日から保険証の従来の健康保険証の新規発行が廃止になりましたけれども、住民課として町民の動向、例えば声とか状況とか、マイナ保険証、国民健康保険証、従来の保険証についてとか、そういうような状況についてもお伺いしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。まず、こちらの今回6万円の印刷製本費の分ですけれども、いつまでの分であるかということの御質問でございます。今回は被保険者のこの台紙と、あとこの発送用の封筒を印刷するということで、各1,

600枚を国保連合会のほうで作成頂いているというもので、こちらの方は7月の更新までの分を一旦計上させていただいているということと、来年度はまた新年度の予算で計上させていただこうかなと思っております。

あと、12月2日から従来の紙の保険証がなくなりマイナ保険証になったということで、動向なり状況はということやと思うんですけども、現在のところは、特にその被保険者、いわゆる町民さんから、その切替えが廃止になってマイナ保険証もしくは資格確認書になったことに対して、苦情というか、何か大きな問題が起きてるということは特にございません。逆に、愛荘町だけではないと思うんですけども、マイナンバーカードの出張申請も始まりましたし、今月からは特急申請というのも始まりましたので、そちらのほうの需要が進んでいるという形でございます。

○議長（森野 隆君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） もう1つお聞きします。マイナ保険証が登録解除できるということが11月から言われていますけれども、先日、住民課にお聞きしましたところまだ準備中であるということで、愛荘町においてはこれからという話でした。それ、いつからというふうな予定になるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 住民課長。

○住民課長（楠 真二君） ありがとうございます。10月の下旬、28日から全国的に厚労省のほうで解除されたということです。愛荘町におきましても、御質問というか、窓口のほうにも何件かお問合せ等もございましたので、11月の中頃やったか、ちょっと日までははっきり今申し上げられないんですけど、もうそこから一応インターネットのほうに、ホームページのほうに上げさせていただいて、受付のほうは住民課のほうと秦荘支所のほうで受付はできるという状態でございます。国民健康保険も、あと後期高齢のほうも手続は開始できるという状態で置いております。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。反対討論を行います。

議案第74号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に

対して反対を表明します。

12月2日に、石破政権が従来の健康保険証の新規発行をやめました。無理やりマイナ保険証に切り替えるために、多くの反対に背を向け、利用者や医療現場に混乱をもたらすだけの強行をしました。しかも、集めた個人情報をもうけの種にしようとしています。石破首相は9月に、期限が来ても納得しない人がいっぱいいれば併用も選択肢として当然だと語っていましたが、保険証の廃止に納得していない人はいっぱいおられます。以前の言明どおり、従来の保険証も併用できるようにすべきです。現行の保険証が使用できるうちに制度を見直すべきです。本議案に計上されたマイナ保険証を保有しない方に資格確認書を発行するための台紙及び印刷製本費6万円は、健康保険証が廃止されなかったら必要なかったものです。マイナ保険証の利用率はいまだに伸び悩んでいます。国民の希望で健康保険証を廃止したのではないことは明らかです。現行の健康保険証の存続を訴えまして、反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 議案第74号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に賛成討論いたします。

私は、議案第74号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険制度は、病気やけが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度で、全ての人が医療保険に加入する国民皆保険を持続するための中核としての役割を担っています。しかしながら、加入者の高齢化や医療の高度化等により運営は厳しく、国民皆保険を将来にわたって堅持し持続可能な医療保険を構築するため、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となっています。今回の補正予算については、健康保険証が12月2日からマイナ保険証に移行するに伴い、マイナ保険証を保有しない方に資格確認書を発行する必要があることから、台紙と封筒の印刷代及び被保険者遡及届出等に伴う国民健康保険税還付金の増額によるものです。また、債務負担については、令和7年度の健診を実施するために、予算成立までに日程調整等を行うために業者選定をなされるためのものであり、第3号補正予算を承認し賛成するものです。

議員各位におかれましても御理解いただき、本補正予算の承認に御賛同をお願いし

て討論を終わります。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第74号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第11 議案第75号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 補正予算書の28ページをお開きください。令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,615万6,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

29ページをお願いします。

歳入の部でございます。6款諸収入2項償還金及び還付加算金、補正予算額6万4,000円の追加。

歳入合計補正額6万4,000円、補正後予算額2億5,615万6,000円です。

次のページ、30ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。３款諸支出金１項償還金及び還付加算金、補正予算額６万４,０００円の追加。

歳出合計補正予算額６万４,０００円、補正後予算額２億５,６１５万６,０００円です。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第７５号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第７５号 令和６年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第７６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第１２ 議案第７６号 令和６年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） それでは、補正予算書３５ページをお願いいたします。３５ページでございます。議案第７６号 令和６年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第１号）。

総則、第１条でございます。令和６年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条でございます。令和6年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

収入でございます。第1款下水道事業収益第2項営業外収益1,512万円の追加、計4億8,028万8,000円でございます。

支出の部、第1款下水道事業費用第1項営業費用1,512万円の追加、計8億8,642万円でございます。

資本的収入及び支出の補正、第3条でございます。令和6年度愛荘町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款資本的収入第1項企業債1,500万円の追加、計5億3,750万円。第2項補助金82万9,000円の追加、計2億3,001万6,000円でございます。

支出、第1款資本的支出第1項建設改良費1,582万9,000円の追加、計1億5,234万9,000円でございます。

36ページをお願いいたします。36ページです。

企業債の補正第4条でございます。令和6年度愛荘町下水道事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的でございますが、公共下水道事業債1,500万円の追加で、計6,600万円とするものでございます。

他会計からの補助金の補正第5条、下水道事業の営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2億5,381万7,000円とするものでございます。

上記の議案を提出させていただきます。

41ページからは予定キャッシュフロー計算書、42ページ、43ページには予定貸借対照表を添付させていただいております。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第76号 令和6年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（森野 隆君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、12月11日から12月19日までを休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、12月11日から12月19日まで休会することに決定しました。

議会運営委員会を12月18日午前9時から開催し、全員協議会を午前10時から開催しますので、よろしくお願いします。

再開は12月20日午前9時から本会議ですので、よろしくお願いいたします。本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会 午後3時48分